

藤沢市地域福祉計画 2020

中間見直し

＜案＞

2018年（平成30年）2月
藤沢市

<目 次>

第1章 計画の基本構想	1
1. 地域福祉計画とは	2
(1) 計画の趣旨	2
(2) 計画の期間	3
(3) 計画の位置づけ	4
2. 計画の見直しにあたって	5
(1) 国の動きと推進課題	5
(2) 地域共生社会に向けた法改正	6
(3) 本市の動きと推進課題	9
(4) 市民や活動団体の意識・意向と課題	11
3. 計画でめざすべき姿（地域福祉ビジョン）	13
(1) 藤沢市における将来予測	13
(2) 中長期的展望を見据えためざすべき将来像	14
4. 基本目標	14
5. 地域福祉を推進するための考え方	15
6. 圏域のとらえ方	16
7. 地域福祉を担う各主体の役割	17
第2章 計画の基本的な方向	19
1. 計画の体系図	20
2. 施策の方向性及び施策の展開	22
基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	22
(1) 地域福祉の普及・啓発	22
(2) ボランティアの養成・活動への参加促進	23
(3) 地域福祉を支える人材の確保・育成	24
基本目標2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	26
(1) 福祉団体等の活動促進	26
(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	28
(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進	30
基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	31
(1) 住民等による支えあい活動の促進	31
(2) 支えあいの場の拡充と支えるしくみの充実	33
(3) 包括的な相談・支援体制の推進	35
第3章 地域福祉計画の進行管理	39
1. 計画の進行管理方法	40
(1) 計画の進行管理	40
(2) 施策の進め方	40
(3) 計画の見直し	40
(4) 成果目標	41

2 . 計画の進行管理体制	42
(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会	42
(2) 藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議	42
資料編	43
1 . 藤沢市の現状	44
(1) 人口・世帯数の推移	44
(2) 児童・家庭の状況	44
(3) 障がい者（児）の状況	46
(4) 要介護等認定者の状況	48
(5) 生活保護の状況	49
(6) 財政の状況	50
2 . 行政区域（13 地区）の状況	51
3 . 計画の策定にあたって	54
(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施	54
(2) 福祉関連団体等へのヒアリング調査の実施	65
(3) 地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進庁内連絡会議	66
(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施	66
(5) シンポジウムの開催	67
4 . パブリックコメントの実施結果	68
(1) 実施概要	68
(2) 意見提出の状況	68
(3) 提出された意見・提案について	69
5 . 藤沢市地域福祉推進委員会	73
(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿	73
(2) 藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱	74
6 . 計画の策定経過	76
7 . 藤沢型地域包括ケアシステムに関する経過等	77
(1) めざす将来像	77
(2) 基本理念	77
(3) 重点テーマ	77
(4) ロードマップ	78
(5) 推進体制と進捗管理	84
8 . 用語解説	85

第1章 計画の基本構想

1. 地域福祉計画とは

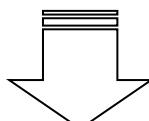
(1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「各種事業の実施にあたっての事業に関する事項」を一体的に定める計画です。

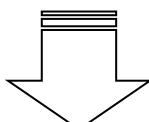
本市では、2004年度（平成16年度）に地域福祉計画を策定し、国や県の動向、市の取組状況等を反映し、計画をより時代の変化や地域特性に合ったものにするため、改定を行ってきました。

●計画策定の経緯●

計画名	趣旨
藤沢市地域福祉計画 (2004年度～2008年度)	子どもからお年寄りまで、障がいの有無、性別や国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域や自宅で、自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの市民や団体が、共に助けあい支えあう誰にもやさしい福祉社会の実現をめざす。



藤沢市地域福祉計画 (2009年度～2014年度)	高齢者や障がいのある方をはじめすべての市民の方が、家庭や地域の中で社会参加ができ、一生安心して暮らせるまちづくりの実現を進める。
------------------------------	--



藤沢市地域福祉計画 2020 (2015年度～2020年度)	「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」をビジョンとして掲げ、高齢者や障がい者をはじめとする全ての市民の方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「藤沢型地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を重点的に進める。
-----------------------------------	---

(2) 計画の期間

計画期間は、2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）までの6カ年です。2017年（平成29年度）には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である2020年度（平成32年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。

また、他の関連計画と整合性を図るとともに、さらに市社会福祉協議会で作成した「藤沢市地域福祉活動計画」とより一体的となるよう、策定するものです。

●主な福祉関係計画の計画期間●



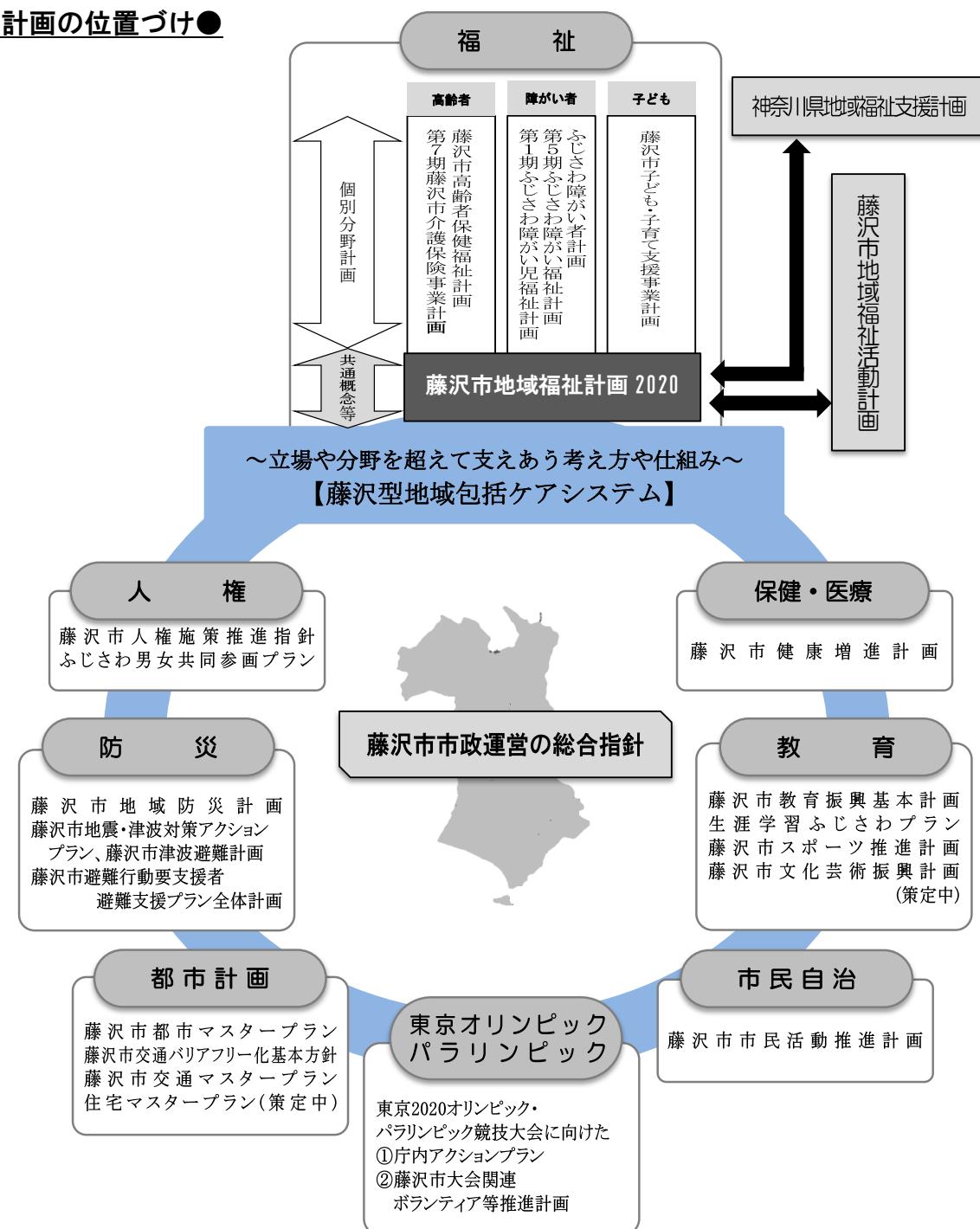
(3) 計画の位置づけ

2017年(平成29年)6月2日公布の改正社会福祉法において、地域福祉計画は高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む計画として位置づけられました。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、今回の見直しにおいて、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や方向性を反映させるとともに、地域福祉を総合的に推進していくよう、各福祉分野との共通概念等の共有を図ります。

また、「神奈川県地域福祉支援計画」、市社会福祉協議会において作成した「藤沢市地域福祉活動計画」との整合を図ります。

●計画の位置づけ●



2. 計画の見直しにあたって

(1) 国の動きと推進課題

2025年（平成37年）には、団塊の世代がすべて75歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、さらには2040年（平成52年）には団塊世代ジュニアが65歳以上の高齢期に入ります。

国ではこれまで、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、昨今、様々な分野の課題が同時にいくつも重なったり、世帯の中で課題を抱えた人が複数存在するなど、複数の分野にまたがる複合的な支援を必要とするケースが増加しています。そのため、対象者ごとに整備されてきた公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対し、これまでの公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと展開することが新たに求められています。

また、地域生活課題の解決に向けては、家族や地域で活動する既存の団体などの特定のつながりの中で対応してきましたが、全国的に地域コミュニティに注目が集まっている中で、社会的孤立や制度の狭間などに対する課題が浮き彫りとなってきています。

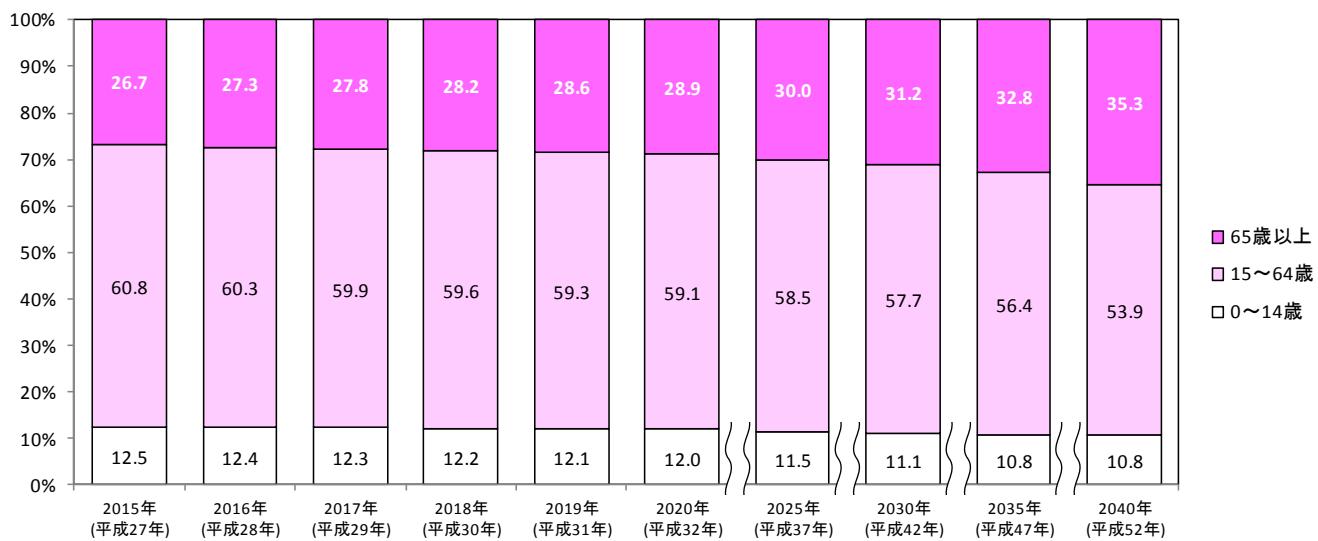
このことから、人と人とのつながりの再構築が求められており、自分たちが暮らす地域をよくしたいという主体的な考え方（住民自治）を大切にするとともに、一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として様々な課題に取り組むことで、地域全体の暮らしの豊かさにつながる「地域共生社会」の実現をめざしています。

国では、地域共生社会の実現に向けた取組の4つの柱として、地域生活課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大活用を打ち立てています。

これらのこと踏まえ、本市では次の5つを課題として整理しました。

- ・地域の担い手を含めた福祉人材の育成、活用
- ・多様な就労機会の提供や社会参加の場づくり
- ・住民同士による支えあい機能の強化
- ・地域課題の解決に向けて検討する場づくり
- ・複合的な課題に対応するため、分野を超えた横断的な包括支援体制づくり

●日本の年齢3区分人口の構成比推計●



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（平成29年推計）【出生中位（死亡中位）】推計値による。
各年10月1日現在。

トピックス

地域共生社会とは？

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

トピックス

地域生活課題とは？

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題のこと。（社会福祉法第4条第2項参照）

（2）地域共生社会に向けた法改正

国では、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）」の中で、社会福祉法を改正しています。この改正では、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をめざしています。

当初、高齢期のケアを念頭においた概念として「地域包括ケアシステム」がうたわれていましたが、地域共生社会の実現に向けて、子どもや障がい者等への支援や複合的な課題にも拡大させた包括的支援体制の構築が求められており、地域包括ケアをより普遍化した概念として考えていくことが求められています。

●「地域共生社会」の実現に向けて●

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

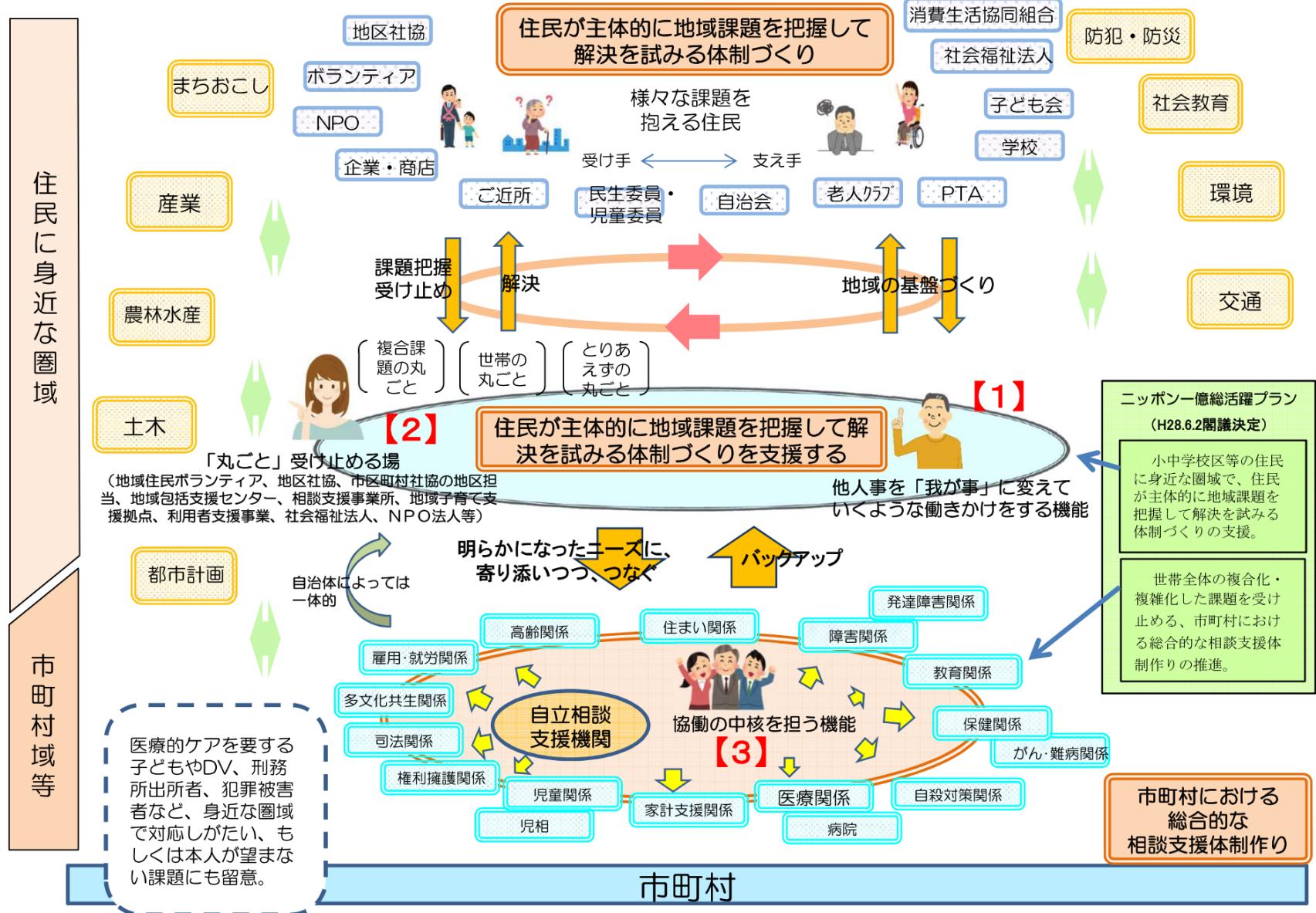
- ◆更なる制度見直し
- ◆2020年代初頭：全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設等

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の資料より



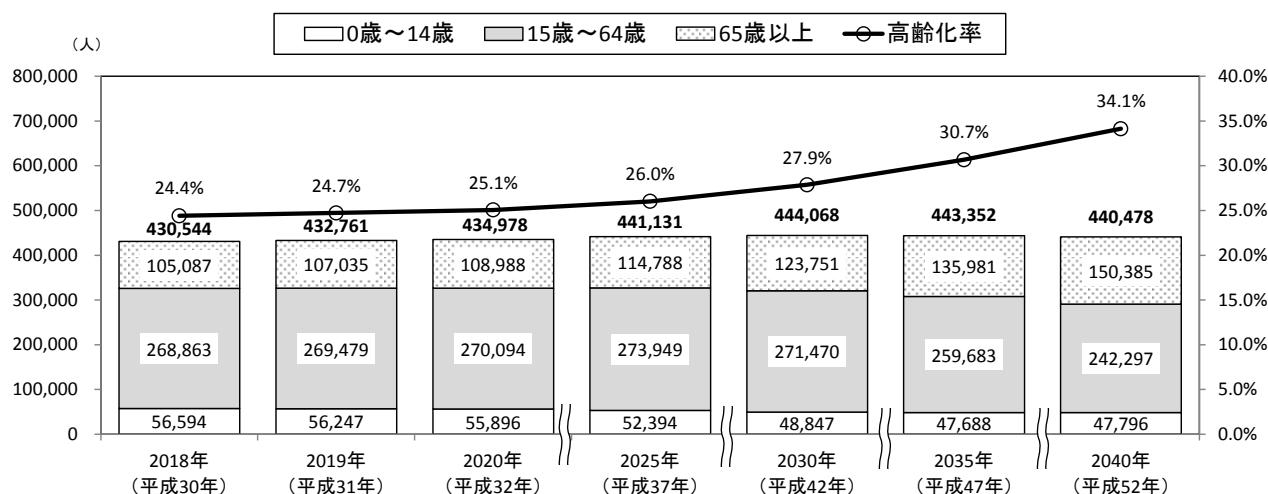
(3) 本市の動きと推進課題

①本市の人口構造

国勢調査の人口に基づく将来見通しによれば、今後、本市の総人口は2030年（平成42年）にピークを迎え、その後は減少に転じます。それより早い段階で15歳～64歳の生産年齢人口が減少に転じる見通しです。一方、65歳以上の高齢者人口は今後も増加傾向が続き、高齢化率は2025年（平成37年）に26.0%、2040年（平成52年）には34.1%となる見通しです。中長期的な視点で見ると、本市も国と同様の現象になることが予測され、福祉人材としての働き手の確保や地域を支える担い手づくりといった課題がうかがえます。

さらに、将来的な人口構造の変化は、本市の財政面への影響も懸念されます。

●藤沢市の総人口の将来見通し●



資料：平成29年度藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用。各年10月1日現在。

②本市における地域福祉の取組

本市では、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所として、「地域の縁側」を開設し、また、高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、地域福祉サービスの拠点施設として、「地域ささえあいセンター」を4カ所に設置しました。

さらに、困難を抱える人への「個別支援」と、誰もが住み続けられる地域にするための「地域支援」の2つの役割を持つ、地域の中で活動する福祉の専門職として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を5地区に配置しました。

③本市が進める「藤沢型地域包括ケアシステム」

「藤沢型地域包括ケアシステム」では、地域住民や地域団体における“支え手”と“受け手”という立場を超えた活動や取組と、様々な分野を超えて、行政と多様な主体との協働による支えあいのもと、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする地域社会をめざしています。

本市では古くから多くの市民の方が地域で様々な活動を展開し、その活動は地域の活性化につながっています。また、市民活動団体の数は年々増加し、市民活動推進センターの

登録団体も470団体を超えており、このような地域力・市民力の実情を理解し、協働することにより「支えあいの地域づくり」を進めています。

さらに、「住みやすいまちづくり」に向けては、集約化した市街地形成を進め、地域のコミュニティが維持できる範囲での“まちづくり”が重要となります。本市では、市民センター・公民館が設置されている13地区を“まちづくり”的な基本単位とし、福祉・環境・防犯・防災・交通・身近な都市基盤整備など、公共サービスの充実を図ってきました。

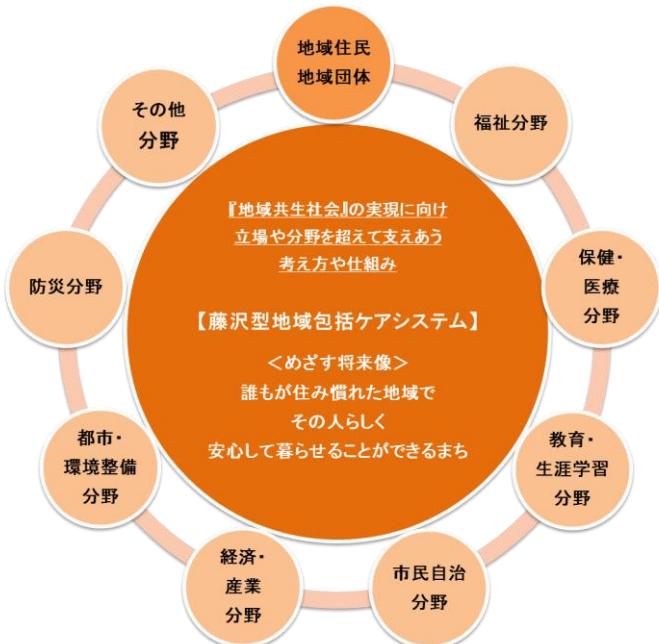
本計画の見直しにあたり、策定初年度より進めてきた全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について反映していきます。また、藤沢市社会福祉協議会で策定する「第3次藤沢市地域福祉活動計画（2016年度～2020年度）」において位置づけられている、地域の課題解決に向けた13地区の取組との整合を図っていきます。

こうした取組を踏まえ、少子・超高齢社会を迎えた中で、「藤沢型地域包括ケアシステム」として、誰もが安心してその人らしく、住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会の実現をめざし、さらに13地区がそれぞれの特性を生かしたまちづくりを進めることで、将来にわたり継続できる持続可能なシステムとして推進していきます。

このような状況を踏まえ、次の2点を課題として捉えました。

- ・藤沢型地域包括ケアシステムに向けた取組や藤沢市社会福祉協議会との連携
- ・地域福祉の観点から13地区がそれぞれの特性を生かしたまちづくりを進める

●藤沢型地域包括ケアシステムのイメージ●



3つの基本理念

(1) 全世代・全対象型地域包括ケア

子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。

(2) 地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり

13地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。

(3) 地域を拠点とした相談支援体制

支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制を確立します。

(4) 市民や活動団体の意識・意向と課題

① 「地域福祉に関するアンケート調査」結果からの整理

本計画の見直しに向けた基礎資料として、2016年（平成28年）11月に実施した「地域福祉に関する市民アンケート調査」（調査概要はP54を参照）によれば、住民の地域活動への自主的な参加・協力について約5割の人がその必要性を感じていると回答しています。地域福祉の推進は、住民の地域活動への参画が欠かせません。国においても地域生活課題を「我が事」として捉えるために参画することが求められており、地域住民の主体的な活動は、人々の暮らしや豊かな地域社会を生み出すといわれています。今回のアンケート調査結果は市域全体だけでなく、13地区別のクロス集計分析も行い、地区別の特性も捉えています。

住民の主体的活動に向けた課題について、情報提供、支援ニーズ、参加の障壁といった観点から結果をみていきます。

まず情報提供について、市では様々な地域福祉に関する取組を進めていますが、計画の取組内容の評価では、広報紙やホームページなどによる情報提供以外の取組は、「わからない」との回答が最も多くなっています。情報の入手は、広報誌などの紙媒体であったり、インターネットであったりと、年代による違いも見受けられます。

情報提供に関する状況を踏まえ、次の2点を課題として捉えました。

- ・地域福祉の取組を周知し、内容を理解していただくことが必要
- ・年齢層に応じた情報伝達手段を選んで継続的に伝えていくことが必要

次に地域における支えあいで特に必要なことについて、日頃の見守りや安否確認の体制、保健福祉に関する情報の提供、日常生活上のちょっとした助けあい（ごみ出し、電球交換等）の順となっており、近隣の住民同士で行うことができる支援のニーズがうかがえます。

また、地域活動への参加の障壁について、多くの世代では時間、高齢層では健康・体力面への配慮といった回答が多く、本人の意向とは異なる点があげられています。

支えあいで必要なことや参加の障壁状況を踏まえ、次の2点を課題として捉えました。

- ・日頃からご近所同士で比較的簡単に始められる、あいさつや情報交換といったことを地域、企業、学校などと連携していくことが必要
- ・空き時間に参加できるようなメニュー、高齢者の体力面に考慮した健康レベルに応じたメニューなど、誰もが参加しやすいメニューを検討することが必要

② 「団体等ヒアリング調査」結果からの整理

「団体等ヒアリング調査」（分野ごとに9団体に個別ヒアリングを実施、調査概要はP65を参照）によれば、高齢者、障がい者、子どもなど、地域には分野ごとに、様々な主体による相談支援体制が構築されています。また、それぞれの分野では、相談に訪れる方を待つのではなく、地域に出向くアウトリーチが始まっていることが分かりました。

今後は、このような様々な活動と連携し、地域住民のニーズに応えるために、分野横断的な対応及び包括的な相談機能の強化・拡充が必要となります。

これらの地域団体等の活動状況を踏まえ、次の3点を課題として捉えました。

- ・様々な相談機関から、専門職の方が地域に出向き、その分野からの働きかけを行うとともに、その人の生活全般に関わる包括的支援という観点からの検討が必要
- ・自身の専門性を発揮しつつ他分野の専門職と連携・協力し、分野を超えた人的ネットワークづくりが必要
- ・専門人材として一人ひとりの資質向上が必要

次に地域での関係づくりについて、専門職と地域住民との間の顔の見える関係づくりには、あいさつなどをはじめ、その人との信頼関係を築いていくことが前提との意見がありました。専門職とつながっていることで、地域団体だけでは対応困難な事例への不安感を減らし、安心して地域における見守り等の住民の主体的な活動に参加していただけることが見込まれます。

これらの状況を踏まえ、次の1点を課題として捉えました。

- ・顔の見える関係づくりが必要

また、何らかの地域生活課題を抱えている方は、他の分野や世帯全体でも課題を抱えている場合があり、複合的な課題への対応も必要との意見がありました。さらに課題を抱える分野ごとに相談員など、専門員や専門機関とつながっていることもあり、複合的な課題への対応には分野横断的な連携をすることが重要になってきます。

これらの状況を踏まえ、次の1点を課題として捉えました。

- ・専門職とのつながりを通じて、分野を超えた専門職同士の相談ネットワークにつながることが必要（専門職を通じた包括的な相談支援）

また、地域活動は、結果的にその地域を支える未来の担い手づくりにもつながっているとの意見がありました。地域活動に参加した子どもたちが将来、地元に戻った時にかつて経験した活動を継承し、引き継がれていくことが必要となります。

これらの状況を踏まえ、次の2点を課題として捉えました。

- ・地域活動の世代循環を生むような、担い手のサイクルを作り出すことが大切
- ・「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みづくりが必要

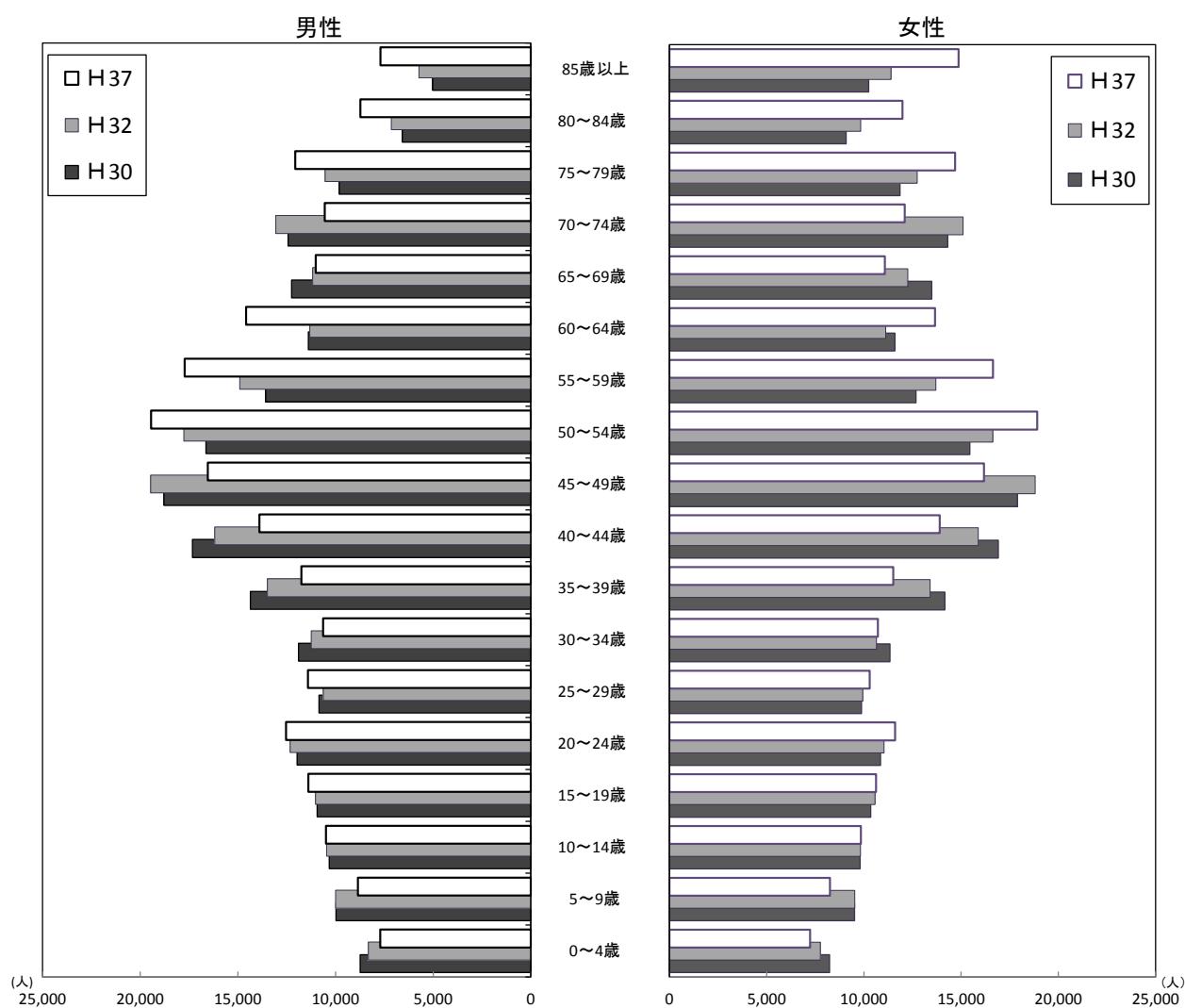
3. 計画でめざすべき姿(地域福祉ビジョン)

(1) 藤沢市における将来予測

本市の人口ピラミッドによれば、団塊の世代が75歳となる2025年(平成37年)には、50歳代~60代前半と75歳以上の年齢層で増加が見込まれます。一方、0歳~9歳、30歳代から40歳代では減少が見込まれ、地域を支える中核となる年齢層の減少が懸念されます。

これらを踏まえて、将来の人口構造の中長期的展望を考慮した、地域福祉に関する施策を進めていきます。

●男女別・5歳階級別人口ピラミッド●



資料：平成29年度藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用。各年10月1日現在。

(2) 中長期的展望を見据えためざすべき将来像

本市では2015年（平成27年）から、藤沢市地域福祉計画2020による取組を進めており、地域福祉推進ビジョン～将来めざすべき将来像～として、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げています。

藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～

一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち
ふじさわ

4. 基本目標

本市ではめざすべき将来像に向けて、3つの基本目標を掲げています。

基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持つように普及啓発を進めるとともに、地域福祉に関する活動に主体的に参加するような人材づくりを進めます。

基本目標2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、見守りや支えあい、困ったときに助けあうことができるよう、様々な組織的な活動に取り組み、支えあいの地域づくりを進めます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など支援を必要とする方をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できるような仕組みづくりを推進します。

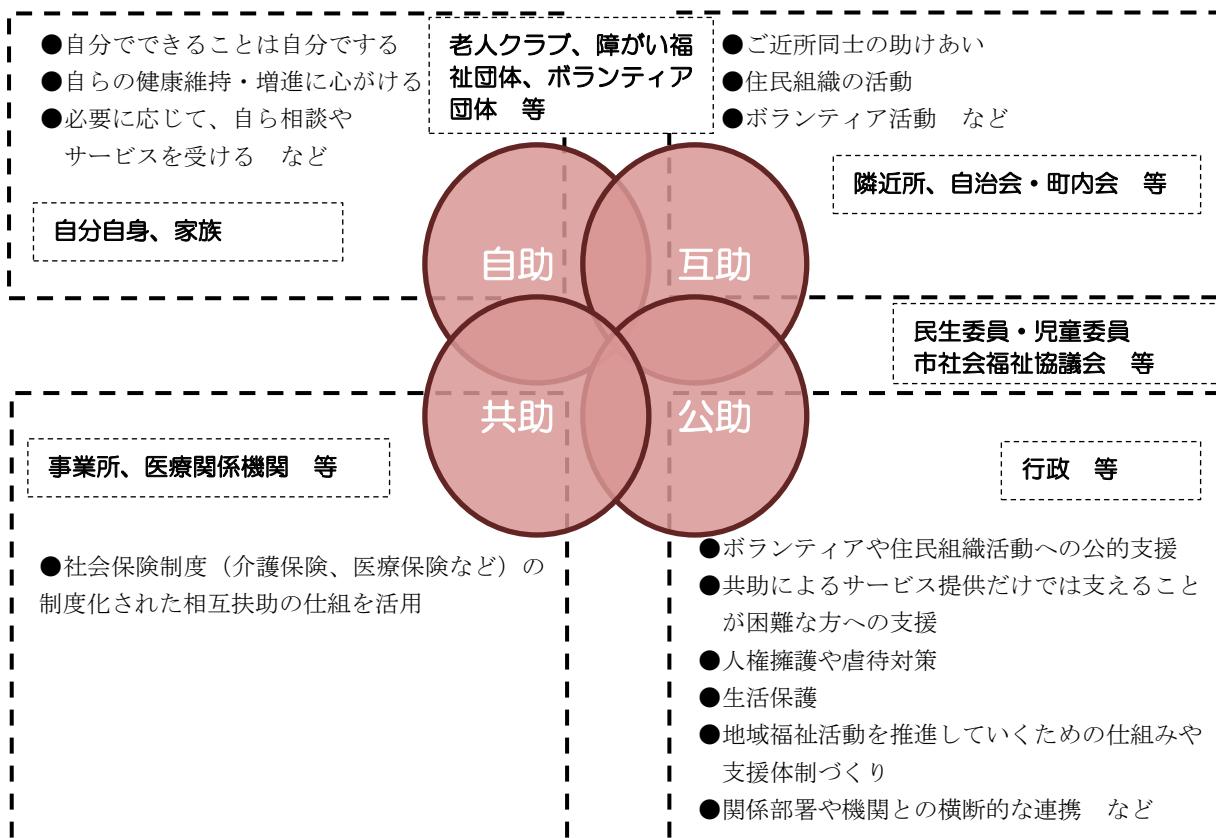
5. 地域福祉を推進するための考え方

「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

少子・超高齢社会が進展する中で、複雑化、多様化する生活支援ニーズに対して、公助だけではなく、互助や共助を軸とする地域の支えあいは不可欠です。行政はもとより、地域住民、事業者、NPO法人、ボランティアなど地域で活動する団体や組織が地域課題を共有し、それぞれの特性を活かし、課題の解決に向けて、主体的に取り組んでいくことが必要です。

地域生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なり合いながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方を踏まえた「支えあいの地域づくり」に向けて、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。行政は、限られた財源のもと、選択と集中という観点から、自助、互助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを提供し、地域福祉を総合的に推進していきます。

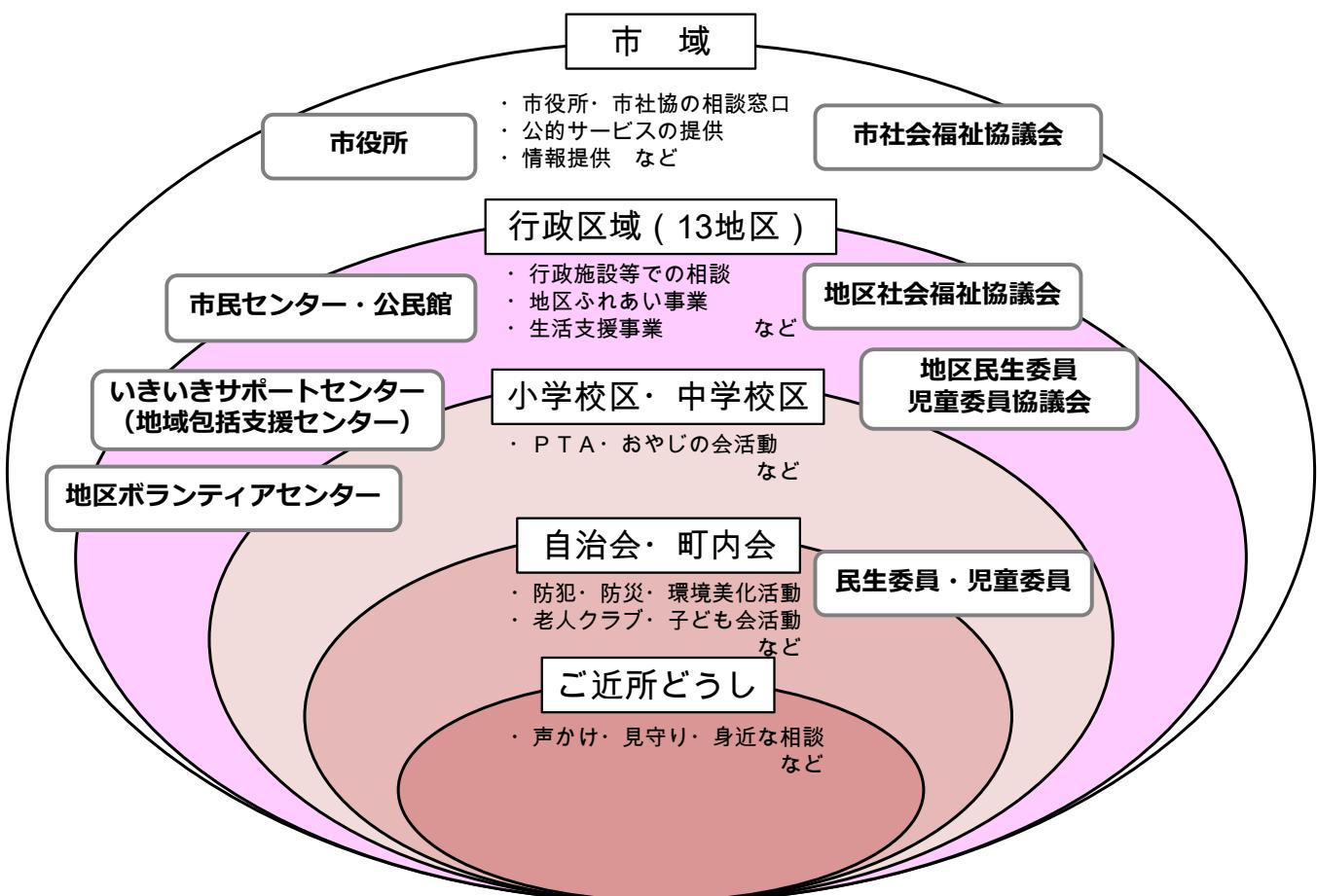
●地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性●



6. 圏域のとらえ方

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。ご近所どうしや自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センター・公民館を拠点とした13地区、市域全体といった重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性が活かせる仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。

●5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図●



7. 地域福祉を担う各主体の役割

めざすべき将来像「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」に向けて、それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

地域福祉の推進は、理念から実践の場へとシフトしてきており、自治体としてその実践の場を提供していくことが求められています。

1 市民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認めあうことができる地域社会をつくり出していくことは、住民主体による地域づくりを推進していくことにはかなりません。また、これからは、個人の生活課題と向き合う中で、地域の課題を「我が事」として捉える意識も求められています。

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの積極的な参加により、地域における困りごとを「他人事」ではなく「我が事」として捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域福祉の担い手として活動することが期待されます。

2 市民団体・地域団体の役割

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各自の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に住民に身近な団体としての特長を活かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力、さらには市民との協働により、課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

3 民生委員・児童委員の役割

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

4 事業者の役割

地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

5 市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

さらに、市（行政）と協働して、市社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合を図りつつ、共に地域福祉を主体的に進めることが期待されます。

6 市（行政）の役割

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、本庁と13地区の拠点である市民センター・公民館が連携して、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を丸ごと受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していきます。

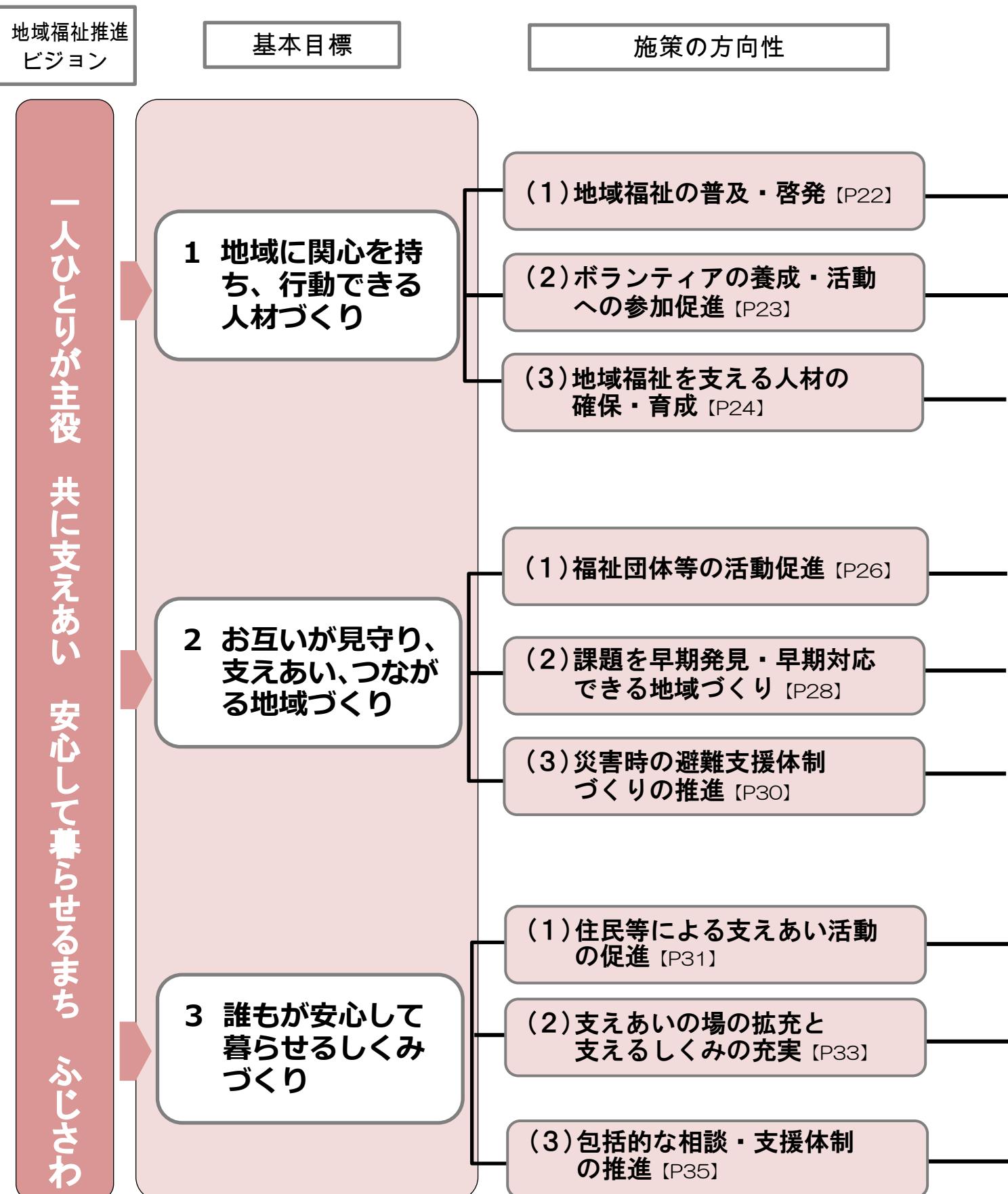
トピックス

地域福祉の担い手とは？

地域福祉の担い手と受け手の立場は固定されず、状況に応じて入れ替わることが必要となります。片方が一方的に支援する側に回るものではなく、それぞれが自分の持ち味を生かして支えあうことが重要です。藤沢市では、地区ボランティアセンターや地域の縁側、通いの場等において、住民同士の交流や支えあい活動が実践されています。

第2章 計画の基本的な方向

1. 計画の体系図



施策の展開

- ・地域福祉に関する普及・啓発の推進 【P23】
- ・福祉学習・体験機会づくりの推進 【P23】

- ・社会参加の推進 【P24】
- ・ボランティア養成・活動支援の充実 【P24】

- ・民生委員・児童委員の活動環境の整備 【P25】
- ・地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の確保・育成 【P25】
- ・専門性の高い福祉人材の確保・育成の支援 【P26】

- ・地域におけるボランティア活動を推進する団体の支援 【P27】
- ・福祉団体の活動場所の整備・活動支援 【P27】
- ・福祉団体間等の連携の促進 【P27】

- ・地域における支えあい・見守り体制の構築 【P29】
- ・認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化 【P29】

- ・避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進 【P30】
- ・災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備 【P31】

- ・支えあう地域づくりに向けた支援 【P32】
- ・多様な職種や機関との連携・協力による包括的なサービス提供の推進 【P32】

- ・住民同士が気軽に集える場の拡充 【P34】
- ・地域における福祉相談窓口の充実 【P34】
- ・地域における相談支援ネットワークの整備 【P34】

- ・権利擁護のための支援の充実 【P37】
- ・生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進 【P37】
- ・立場や分野を超えた取組の推進 【P37】

2. 施策の方向性及び施策の展開

基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

(1) 地域福祉の普及・啓発

施策の方向性

地域福祉を支えるのは市民一人ひとりであり、地域福祉推進ビジョンに「一人ひとりが主役」とあるとおり、ある場面では支える側として、また、支えられる側にもなるという、双方の側面を持っています。そのため、誰もが地域の一員であるという認識が広がるよう、市民の方々と協働し、取組を進めています。

現状と課題

これまで広報紙、市ホームページに加え、市民センター・公民館等の施設での情報提供により、情報が必要な方に届くよう周知を行い、また、地域で高齢者等を見守る人材を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催しましたが、地域福祉については、市民の方に浸透していないのが現状です。

また、市民アンケート調査結果によると、「会えばあいさつをかわす程度」との回答が全体を通じて最も多く、どの年代においても「困りごとや悩み事を相談する程度」「一緒にお茶を飲む程度」との回答が他の設問に比べ全体的に少ないため、近所との深い関わりが少ない状況が見受けられます。

その中でも、10歳代から30歳代においては、他世代に比べ「つきあいがほとんどない」との回答が多い現状にあります。

問：あなたは日頃、ご近所の方とどのような付き合い方をしていますか。

	調査数	を困りごとや悩み事を相談する程度	一緒にお茶を飲む	声留守をかける程度	たまに立ち話をす	かわす程度	会えばあいさつを	どつきあいがほとん	その他	無回答
全 体	2,121	4.3	4.1	5.3	27.7	47.5	8.8	1.0	1.3	
年代別	15～19歳	75	1.3	-	-	6.7	76.0	16.0	-	-
	20～29歳	177	-	3.4	-	11.3	64.4	19.2	1.1	0.6
	30～39歳	266	2.6	3.0	3.4	19.2	58.6	12.8	-	0.4
	40～49歳	414	5.6	3.9	3.1	30.2	48.1	8.7	0.2	0.2
	50～59歳	314	3.5	3.5	3.8	28.7	49.7	9.9	0.3	0.6
	60～64歳	191	2.1	3.7	7.3	32.5	46.6	7.3	0.5	-
	65～69歳	240	7.1	4.6	7.9	36.3	34.6	5.8	1.3	2.5
	70～74歳	213	5.6	6.6	9.9	36.2	32.9	3.3	5.6	-
	75歳以上	211	7.6	6.6	11.4	31.3	37.9	1.9	0.9	2.4

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①地域福祉に関する普及・啓発の推進

地域福祉に関連した各種行事やイベント、広報紙・インターネットなど様々な媒体を通じて積極的な普及・啓発を行い、市民の地域福祉に対する意識向上を図ります。

また、地域福祉を推進するために不可欠な互助力の強化を図るため、市民一人ひとりが地域へ目を向け、近所づきあいがさらに親密になるよう、周知活動に取り組みます。

②福祉学習・体験機会づくりの推進

地域福祉を推進するうえで、将来の担い手として若年層の参加が期待されますが、他世代に比べ、地域との関わりが少ない現状にあります。そのため、若年層の福祉への関心を高めるために、地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会づくりを公民館等と連携しながら進めています。

(2) ボランティアの養成・活動への参加促進

施策の方向性

地域における困りごとが多様化し、支援を必要とする方が増加する中、地域では、ちょっとした手助けや様々な支援ニーズに対応した多様な担い手が求められています。そのため、誰もが積極的に参加できるようなきっかけ・仕組みづくりや、研修等の実施により地域の方々の意識向上を図り、地域活動の担い手について育成を進めています。

現状と課題

地域におけるボランティア活動の活性化を推進するため、ボランティア・ボランティアコーディネーター養成講座を実施していますが、より多くの市民の方に参加してもらうためには、さらなる工夫が必要です。

また、市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動の参加意向を示す回答は、10歳代から30歳代及び65歳以上の年代において半数を下回っています。

さらに、この設問で「参加するつもりはない」と回答した方は、その理由として、10歳代から30歳代では「時間的なこと」、65歳以上の年代では「健康・体力的なこと」が理由として挙げられているため、教育機関及び企業の協力や高齢者が参加しやすい仕組みづくりが求められます。

問：あなたは地域のボランティア活動に参加したいと思いますか。

	調査数	いこれに参加しておらず、今後も続ける	みいが、今後参加してな	つもりはない	参加したことはある	つもりはない	参加したことはするな	無回答	《参加意向》層
全 体	2,121	11.5	37.1	9.3	39.5	2.6			48.6
年 代 別	15～19歳	75	9.3	34.7	13.3	42.7	-		44.0
	20～29歳	177	5.6	37.9	10.7	45.2	0.6		43.5
	30～39歳	266	5.3	41.0	3.4	49.6	0.8		46.3
	40～49歳	414	9.4	43.0	7.2	38.9	1.4		52.4
	50～59歳	314	10.5	42.7	8.0	36.0	2.9		53.2
	60～64歳	191	13.1	41.9	8.9	33.5	2.6		55.0
	65～69歳	240	14.6	32.9	10.4	38.3	3.8		47.5
	70～74歳	213	18.8	30.0	13.6	33.8	3.8		48.8
	75歳以上	211	18.5	20.9	15.6	38.4	6.6		39.4

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①社会参加の推進

若年層や高齢者の社会参加を促すため、教育機関や企業に協力してもらえるような周知活動、また、誰もが積極的に参加できるようなきっかけ・仕組みづくりを進めていきます。併せて、障がいのある方が進んで社会参加ができるよう、障がいの正しい理解に向けた啓発や、合理的配慮の提供等といった、必要な支援の充実を図っていきます。

②ボランティア養成・活動支援の充実

約半数の方がボランティア活動への参加意向を示しており、潜在的なニーズは高い現状があります。そのような意向を尊重したうえで研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援・取組を進めます。

（3）地域福祉を支える人材の確保・育成

施策の方向性

高齢化や世帯構成の変化等により福祉ニーズが高まり、福祉分野の担い手となりうる人材の重要性は高まっています。引き続き、地域での担い手不足を解消するため、地域福祉を支える人材の確保・育成を推進していきます。

現状と課題

地域における様々な困りごとを身近に相談できる体制づくりを進め、地域福祉のコーディネーター役として、市社会福祉協議会と連携し、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターを順次地域に配置していますが、全地区を支援できる体制には至っていません。

また、市民アンケート調査結果によると、20歳代以上では「日頃の見守り、安否確認の体制」が必要との回答が最も多く、“地域での見守り”が求められていることが分かります。

さらに、50歳代以上では、「保健福祉に関する情報の提供」「相談窓口へとつなぐ橋渡し役」を求める方が多く、日常生活において情報が不足していると感じているため、地域において困りごとが生じた際に、どこへ相談してよいか分からないと感じている方が多いことが見受けられます。

問：あなたのお住まいの地区の支えあいとして、特にどのような支援が必要だと思いますか。

	調査数	安否確認の体制	日頃の見守り、保健福祉に関する情報の提供	電球交換等	日常生活上のちょっとした助け合い(ごみ出し、話し相手・相談相手	同じ悩みを持つ人が気軽に集まり、情報交換等	相談窓口へとつなぐ橋渡し役(コーディネーター)	通院・外出などの移動支援	子どもを預かる	日用品等の買い物の支援	わからない
全 体	2,121	37.2	20.7	19.9	15.7	13.5	12.6	9.6	9.3	4.6	28.8
年代別	15～19歳	75	25.3	9.3	17.3	8.0	13.3	-	9.3	1.3	4.0
	20～29歳	177	32.2	15.8	15.8	15.3	11.9	8.5	9.0	16.4	7.3
	30～39歳	266	38.3	13.9	15.4	21.8	18.0	9.8	8.3	26.7	3.4
	40～49歳	414	42.0	19.3	21.3	15.0	13.0	12.8	7.7	15.0	5.1
	50～59歳	314	39.8	22.6	21.3	18.5	15.0	17.5	11.5	4.8	5.1
	60～64歳	191	28.8	25.7	19.4	12.0	8.4	14.1	9.4	2.1	4.2
	65～69歳	240	36.7	22.9	24.2	12.5	11.7	14.6	7.5	2.5	3.8
	70～74歳	213	41.8	28.2	20.2	18.3	15.0	14.6	11.7	2.3	2.3
	75歳以上	211	36.0	23.2	21.3	12.8	14.7	11.8	13.3	0.9	6.2

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①民生委員・児童委員の活動環境の整備

地域福祉を支える人材として、民生委員・児童委員の存在は非常に重要です。そのため、負担軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を充実し、多くの担い手が集まるよう「(仮称) 藤沢市民生委員児童委員支援方針」の策定を進めます。

②地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の確保・育成

地域における課題やニーズを発見し、地域資源（人・場所・情報など）につなげ、新たな活動に結び付けることや、困りごとを相談窓口へとスムーズにつなげることが

求められている中で、その役割を担う人材の育成・確保が重要です。そのため、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターなど、地域福祉のコーディネーター役となりうる人材については、専門性と地域に根差すという両面から全地区において活動できるよう、適切な配置を検討していきます。

③専門性の高い福祉人材の確保・育成の支援

地域における困りごとが多様化する中で、高齢者や障がい者等の専門分野における支援だけでなく、複合的課題に対し、総合的な視点から問題を整理し、また、個別の事例から地域の課題として、地域づくりにつなげる活動ができるような人材が求められています。そのため、市社会福祉協議会をはじめ、様々な関係機関等と協働し、ソーシャルワークができる専門性の高い人材の育成をめざし、知識・技術等を取得することへの支援や、事業者等の人材確保に向けた支援を進めています。

基本目標2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

(1) 福祉団体等の活動促進

施策の方向性

地域福祉に係る課題が多様化・複雑化する中で、地域で福祉分野の活動をする団体の役割は大きく、ますます重要なものとなっています。そのため、団体活動が継続、さらに発展できるよう、活動の場の整備や地域におけるネットワーク形成等の支援に取り組みます。

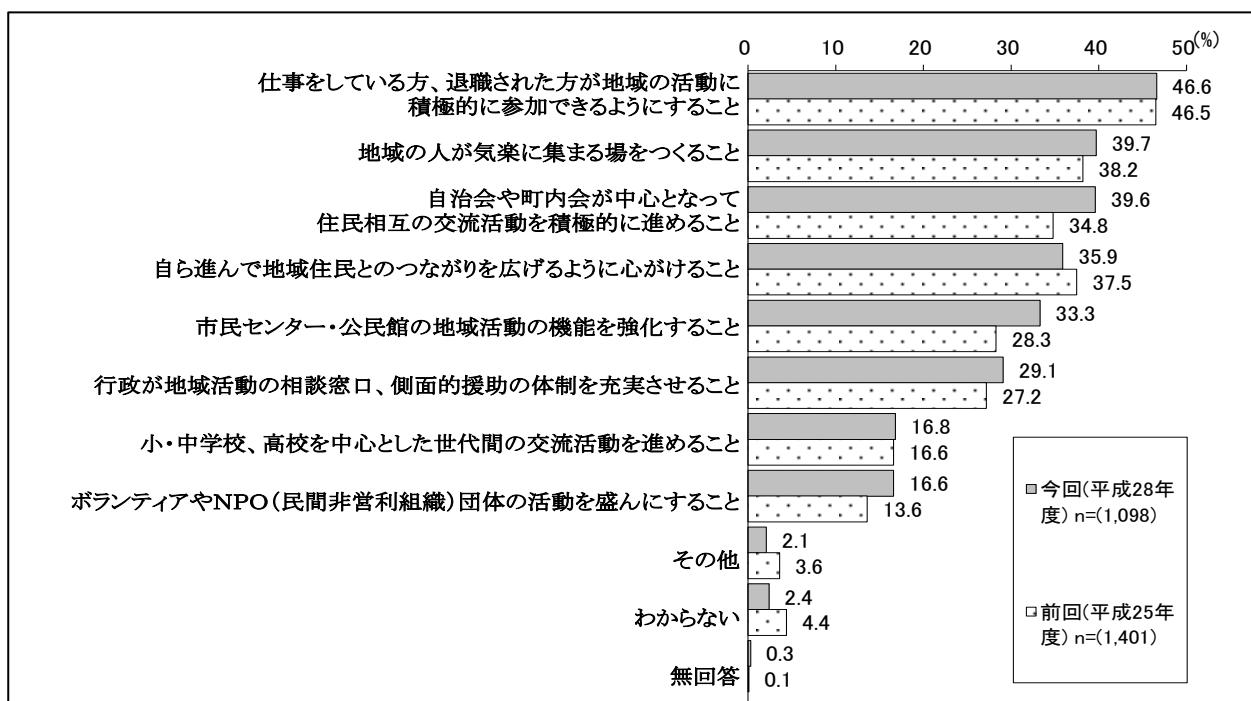
現状と課題

地域における支援活動を推進するため、地区ボランティアセンターの設置を拡充し、ボランティア活動を行う場の整備に取り組んできましたが、多くの市民の方に認識されておらず、さらなる周知活動が必要です。

また、市民アンケート調査結果によると、より暮らしやすくするために、住民の自主的な参加・協力関係を築くには「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」が必要との回答が最も多く、活動の場の構築が求められています。

さらに、団体等へのヒアリングからは、安心して活動できる地域づくりや、団体・組織間の連携といった課題も出されています。

問：あなたのお住まいの地区をより暮らしやすくするために、住民の自主的な参加・協力関係を築くには、どのような取組が必要だと考えますか。



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①地域におけるボランティア活動を推進する団体の支援

地区ボランティアセンターをはじめとする、各地域の地域支援活動を推進する団体の支援や、多くの方に活動を知ってもらい、参加してもらえるような周知活動を展開し、福祉団体等が抱える「担い手不足」「広報・PR不足」といった課題の解決に向けた支援の充実を図っていきます。

②福祉団体の活動場所の整備・活動支援

障がい者・高齢者団体等、福祉団体の活動がさらに発展できるよう、地域における活動の場への支援に努めます。また、公共施設の再整備を進める中で、福祉団体の活動を推進するため環境整備に取り組みます。加えて、福祉団体が継続的に活動できるよう、意見交換を行い課題の共有を図る等、支援を行います。

③福祉団体間等の連携の促進

地域で活動している子育て支援団体・障がい者支援団体・高齢者支援団体等がお互いに意見交換、情報共有ができるよう、福祉団体等が連携できる機会づくりに取り組みます。

(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

施策の方向性

高齢者・障がい者・子どもへの虐待、認知症高齢者の一人歩き、孤立死など、地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある方が抱えている潜在的な問題について、その予防や早期発見・早期対応ができるよう、地域での連携体制を構築し、専門機関にかかる前に解決できる地域の仕組みづくりを進めています。

現状と課題

これまで「バックアップふじさわ」や「バックアップふじさわ社協」を開設とともに、コミュニティソーシャルワーカーの配置を進め、生活困窮者をはじめ制度の狭間にある方など、誰もが相談できる体制を構築してきました。しかし、地域では依然として潜在的に課題を抱えている方がいるほか、ヤングケアラーやダブルケア等といった、顕在化しにくい新たな課題を抱えている方もいるため、早期発見・早期対応に向けた地域で見守る体制づくりや、アウトリーチ支援、さらには、家族介護者に対する支援（ケアラーケア）が必要とされています。

また、認知症高齢者の地域での見守りの強化にあたっては、引き続き、認知症サポート養成講座等による認知症の正しい理解をはじめ、全市的な発見する仕組みや人材の養成が必要です。

市民アンケート調査結果によると、40歳代以上のすべての世代において、地域に支えられていると感じることが、「多少はある」とした回答が最も多く、地域における支えあい・つながりを感じていることが見受けられます。しかし、地域とつながりがなくなり「孤立すること」が起因となる孤立死等といった問題は、地域の中では表面化しにくい課題となっています。

問：あなたは普段、地域に支えられていると感じることはありますか。

	調査数	大いにある	多少はある	どちらともい	あまりない	まったくない	わからない	無回答
全 体	2,121	8.3	35.4	14.2	25.5	7.3	7.6	1.7
年 代 別	15～19歳	75	5.3	33.3	20.0	14.7	8.0	17.3
	20～29歳	177	2.8	21.5	16.4	36.7	6.8	14.7
	30～39歳	266	7.9	28.9	12.8	30.8	10.9	8.6
	40～49歳	414	9.2	38.6	15.9	23.9	5.8	5.3
	50～59歳	314	8.0	35.7	15.3	28.7	7.0	4.5
	60～64歳	191	5.2	31.9	15.2	26.2	9.4	9.9
	65～69歳	240	7.9	37.5	11.7	22.9	8.3	8.3
	70～74歳	213	13.6	40.8	12.7	22.1	6.1	2.8
	75歳以上	211	11.8	44.1	10.9	18.5	4.7	7.1

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①地域における支えあい・見守り体制の構築

子どもの貧困や虐待といった家庭環境等に起因する問題や、自殺や孤立死など社会的孤立等が原因となる問題を発生させないための予防、あるいは地域の潜在的な問題や新たな課題等を、早期に発見し対応するためには、地域における、支えあい・見守り体制や、必要に応じたアウトリーチ支援が不可欠です。そのため、民生委員・児童委員、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）、市社会福祉協議会等のほか、地域の縁側等を実施する地域団体や、地域を巡回する民間事業者などと連携し、アウトリーチの視点も踏まえた、地域における支えあい・見守り体制の構築を進めます。

②認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けることができるよう、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識や情報の普及・啓発を実施するとともに、広域的な視点で認知症の方やその家族を支える仕組みづくりと、早期発見・早期診断に向けた支援体制の充実・強化を図り、認知症予防を重視した施策を進めます。

さらに、厚生労働省が示す「新オレンジプラン」に基づき、本市においても「藤沢版おれんじプラン」の作成に向け、関係機関の専門職等と連携し、現状と課題の把握に努め、方向性を明確化し、具体的な認知症施策等を推進していきます。

(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進

施策の方向性

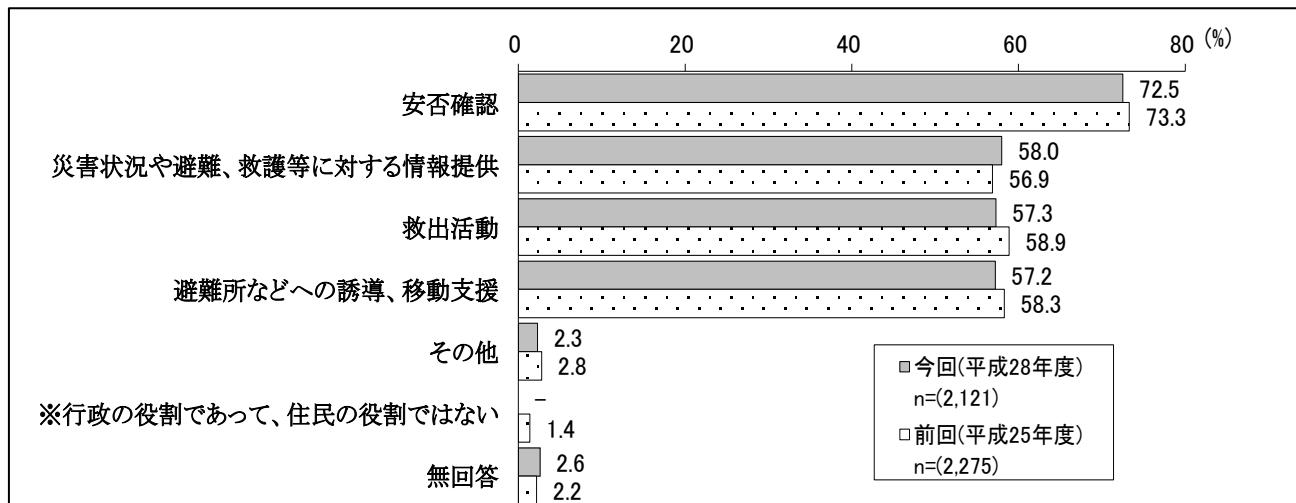
災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助けあいが必要です。引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難訓練を行うとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

また、災害発生時における災害救援ボランティアセンターの開設にあたっては、NPO法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク、市社会福祉協議会、市との三者協定を締結していることから、三者の連携をさらに強化していきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、近所での支援として、「安否確認」「災害状況や避難、救護に対する情報提供」が必要との回答が多くあります。地域が中心となった活動が効率的であり、地域だからこそ行える支援の必要性を感じています。

問：災害が起こった直後、あなたは近所でどのような支援をすることが必要だと考えますか。



※「行政の役割であって、住民の役割ではない」は前回調査のみの項目

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるため、避難行動要支援者名簿の活用や各地域における状況や課題に応じた支援や助言を行うとともに、自治会・町内会や自主防災組織、また民生委員・児童委員等との連携を強化して、地域の避難支援体制づくりを進めます。

また、避難行動要支援者及びその支援に対する理解を深めるため、地域団体関係者をはじめとした市民への普及啓発を推進します。

②災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

災害救援ボランティアセンターの開設からボランティアの受け入れまでを迅速かつ円滑に行うことができるよう、市総合防災訓練や各地区総合防災訓練などで開設訓練を実施し、関係機関との連携を強化します。

基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

(1) 住民等による支えあい活動の促進

施策の方向性

地域におけるつながりが希薄化していることから、住民が抱える困りごとが潜在化しているため、地域で活動する団体等の支援や地域の方々が相互に交流できるような場づくりを行い、住民同士の支えあいの力を育むことが必要です。

引き続き、本市では、地域福祉の推進に取り組む団体等の活動支援を進めるとともに、支えあいの地域づくりに向け、新たな活動を始めやすい環境の整備に努め、住民等による主体的な活動を促進することで、「他人事」を「我が事」に変える取組を推進していきます。（社会福祉法第106条の3第1項第1号にかかる取組）

現状と課題

地域福祉推進のための活動を展開する団体への財政的支援や、支えあいの地域づくりに関する場の整備等を進めてきましたが、支援の対象となる活動や内容が各分野や制度ごとに決められているため、その手続きや方法が市民からは分かりにくいと言った声が上がっており、一体的な仕組みとなっていない現状があります。

また、市民アンケート調査結果によると、今後のボランティア活動に参加意向を示していない方でも、活動分野によっては、「人の手助けをする」という意向を示している方が多くいることから、自然保護・環境保全活動や高齢者に対する活動等といった、あらゆる市民活動に参加できる機会が求められています。

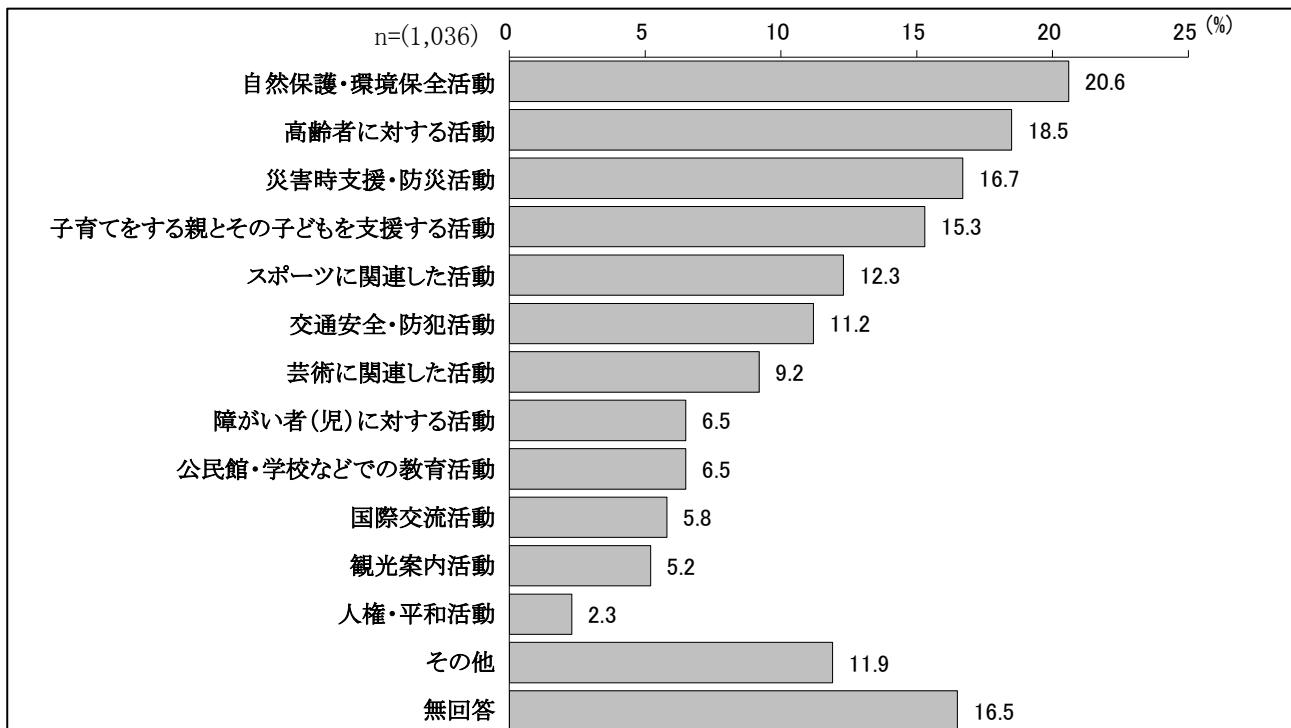
トピックス

社会福祉法第106条の3第1項第1号とは？

第106条の3の第1項には、市町村がどのような事業を通じて、地域住民等の協力関係を築き、支援が包括的に提供される体制をつくるのかという、具体的な事業内容が3つ規定されています。

1つ目（第1号）は、地域福祉に関する活動に地域住民の参加を促す活動者への支援、地域住民等が相互の交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施などの事業があげられています。

問：ボランティアに「参加したことはあるが、今後参加するつもりはない」または「参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」と回答した方の中で、何か他の人の手助けをするとしたら、どのようなことなら可能ですか。



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①支えあう地域づくりに向けた支援

支えあう地域づくりに向け、地域団体による住民同士のつながりや支えあいを広げる取組や場の設置に対し、「藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金」等による財政的支援を図っていきます。また、団体や法人等が空き家を利活用した公共的・公益的な地域貢献活動を行う場合の改修費等の初期費用の一部を補助し、支えあう地域づくりに向けた取組を支援していきます。

②多様な職種や機関との連携・協力による包括的なサービス提供の推進

地域の方が抱える課題が個別分野では解決できないものとなっている中で、行政あるいは多様な主体ごとの個々の取組だけでなく、互いに協働するマルチパートナーシップによる取組を推進し、活力あるまちづくりと支えあいの活動を促進していきます。

トピックス

マルチパートナーシップとは？

藤沢市では、市民生活の様々な環境変化から生じる課題を生活者の視点でしっかりと捉え、まちづくりの礎となる「人の和」や「つながり」を大切にしながら、民間をはじめとする様々な活動主体との役割分担に基づく「マルチパートナーシップ」により、活力あるまちづくりを進めています。

(2) 支えあいの場の拡充と支えるしくみの充実

施策の方向性

少子化や高齢化などの社会的な問題が進展する中で、住民の抱える困りごとは多様化していることから、個別分野ごとの相談窓口間の連携をさらに図り、住民同士が気軽に立ち寄り、地域の中で必要な情報の提供や助言等を行うことができる、相談できる場づくり等を推進していきます。

また、市民センター・公民館については、さらに住民に身近な相談の入口となるよう、地区福祉窓口等の充実に向けた検討を進めています。（社会福祉法第106条の3第1項第2号にかかる取組）

現状と課題

支えあいの地域づくりにかかる場の整備の支援のほか、相談支援における基幹機能の充実とネットワークの整備を進めてきましたが、地域の課題や住民の困りごと等を、適切な窓口につなぐ相談支援ネットワークの整備は、まだ十分ではありません。

市民アンケート調査結果によると、困った時の相談先として、家族・親族が85.0%、続いて友人・知人が56.3%と、日頃からの人間関係が築かれており、信頼できる身近な人が相談先となっています。一方で、行政の窓口や地域包括支援センター等といった相談先も、いち早く安心につながる窓口として、高い専門性と分野横断的なネットワークが求められています。

また、「地域の人が気楽に集まる場をつくること」との回答も多く、身近で気軽に集まれる場が市域全体に広がるよう、活動団体に対して支援をすることが重要となります。

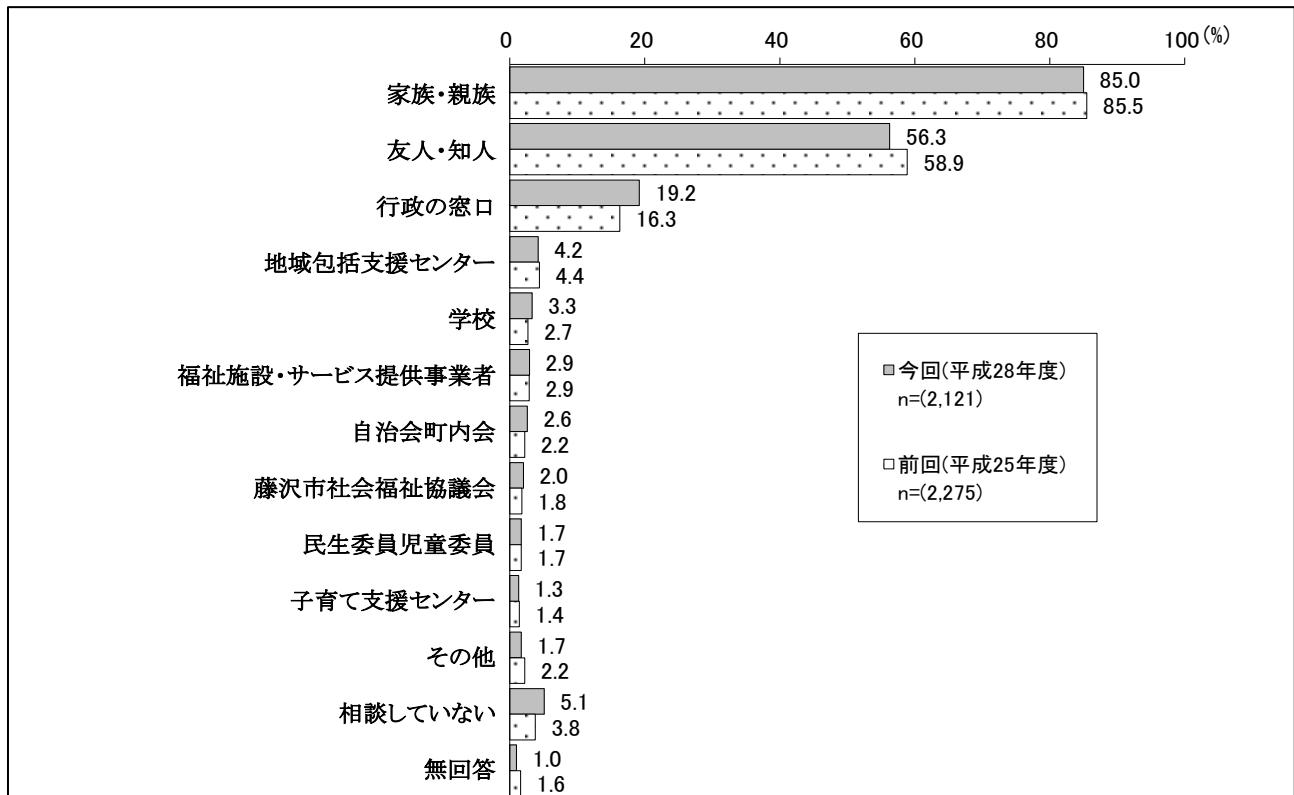
トピックス

社会福祉法第106条の3第1項第2号とは？

第106条の3の第1項には、市町村がどのような事業を通じて、地域住民等の協力関係を築き、支援が包括的に提供される体制をつくるのかという、具体的な事業内容が3つ規定されています。

2つ目（第2号）は、様々な主体自らが、他の地域住民の抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、また必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制整備に関する事業があげられています。地域の課題を「丸ごと」受けとめる場とソーシャルワークの機能が求められています。

問：あなたは困った時、誰に（どこに）相談しますか。



資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①住民同士が気軽に集える場の拡充

地域ささえあいセンターや地域の縁側等といった、地域団体や住民等が主体的に活動する場は、地域住民にとって敷居の低い身近な場所にあることから、誰もが気軽に立ち寄り相談できる場として、引き続き、拡充に向けた取組を進めていきます。

②地域における福祉相談窓口の充実

地域ささえあいセンターや地域の縁側等が、住民による身近な相談の場と考える一方で、「身近な地域であるからこそ顔見知りの人には相談しにくい」という人や、地域において孤立している人等への支援が求められています。本市では、市民センター・公民館における「地区福祉窓口」のあり方の検討を進めており、引き続き、地域包括支援センター・コミュニティソーシャルワーカー等と連携・協働し、13地区をベースとした地域における福祉相談窓口の充実を図ります。

③地域における相談支援ネットワークの整備

住民による身近な相談の場が広がりをみせる中で、医療関係機関等をはじめとする民間事業者による相談窓口や行政による相談窓口等、様々な相談の場が増えています。引き続き、複合的な課題を抱える方や、制度の狭間にある方の相談や困りごとをつなぐ力を育み、分野を超えて支える、多機関・多職種による相談支援ネットワークの整備を進めます。

(3) 包括的な相談・支援体制の推進

施策の方向性

住民の抱える多様で複合的な課題については、福祉分野だけでなく、医療や保健、経済産業、都市・環境整備、教育、権利擁護等といった、個別分野を超えた包括的な相談・支援体制が求められています。

本市では、藤沢型地域包括ケアシステムによる分野横断的な多機関協働による取組を推進するとともに、制度の狭間への支援については、福祉総合相談支援センター（北部福祉総合相談室を含む）のほか、関係機関との連携等により支援し、また、日常生活を送るうえで十分な判断ができない方が安心して暮らせるために、成年後見制度の充実を図っていきます。（社会福祉法第106条の3第1項第3号にかかる取組）

現状と課題

中間見直し前の地域福祉計画においては、協働の中核を担う機能である、藤沢型地域包括ケアシステムの推進体制が構築される前であったため、分野横断的な取組が福祉・保健の分野などに限定的な部分がありました。加えて、権利擁護に関する取組は、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村計画の策定や地域連携ネットワークづくりなどが求められています。

さらに、障がいや病気などのために、生活への希望や願いを表明することが困難な方が、自らの意思を反映させた生活を送るための支援や、矯正施設退所者が地域において自分らしく生活できるよう、関係機関と協働し支援することも必要となっています。

また、市民アンケート調査結果によると、地域で安心して暮らしていくために大切なこととして、高齢者施策や福祉・保健サービス、防犯・交通安全の充実は、全ての年代に共通して求められているため、子育て支援サービスや学校教育の充実等についてはライフステージや家族構成等の変化に応じた結果がでています。

トピックス

社会福祉法第106条の3第1項第3号とは？

第106条の3の第1項には、市町村がどのような事業を通じて、地域住民等の協力関係を築き、支援が包括的に提供される体制をつくるのかという、具体的な事業内容が3つ規定されています。

3つ目（第3号）は、生活困窮者自立相談支援事業を行う者や支援関係機関が、課題解決のためにお互いに連携し、支援を一体的・計画的に行う体制の整備があげられています。

第2章 計画の基本的な方向

問：地域で安心して暮らしていくには、特にどのようなことが大切だと思いますか。

	調査数	高齢者、特に要介護者の受け入れ体制や施設の充実	福祉・保健サービスの充実	警察体制の充実	保育所や託児所、子育て支援サービスの充実	地域医療体制の充実	自治会や町内会など地域での見守り・助け合い	誰にもやさしいバリアフリー	健康づくりの推進	地域の相談窓口の充実	消防などの防災体制の充実	学校教育の充実
全 体	2,121	33.5	31.7	31.0	25.5	17.4	13.6	13.1	12.0	11.9	10.9	9.9
年代別	15～19歳	75	20.0	21.3	45.3	26.7	14.7	6.7	12.0	2.7	5.3	13.3
	20～29歳	177	15.3	29.9	35.0	40.7	14.1	4.5	16.9	9.0	8.5	7.3
	30～39歳	266	22.9	28.9	35.0	53.4	16.9	12.0	10.9	4.9	7.1	10.9
	40～49歳	414	24.4	34.5	37.9	27.1	16.4	13.3	12.8	9.2	13.8	12.3
	50～59歳	314	40.1	40.4	31.2	22.3	19.4	9.2	11.1	10.2	16.6	11.8
	60～64歳	191	40.3	33.5	28.3	24.6	19.9	14.7	16.8	16.2	15.7	12.0
	65～69歳	240	43.3	32.1	24.6	15.4	18.3	21.3	15.4	15.4	9.6	10.4
	70～74歳	213	46.0	27.2	25.4	9.4	15.0	20.7	9.9	21.6	12.7	10.8
	75歳以上	211	46.4	23.7	17.5	9.0	19.0	16.6	14.2	17.5	10.4	7.6

	環境の美化化活動やごみの減量・資源化活動	リストラ、ホームレスの問題に象徴される雇用の安定	外出時の移動手段の確保	学習機会や生涯教育の充実	自然環境保護のための地域の協力	地域福祉活動のコーディネーターの存在	ボランティアやNPO組織による見守り・助け合い	地域を単位とした親と子の交流活動	その他	わからない	無回答
全 体	8.6	7.9	6.6	5.6	5.0	4.6	3.9	2.0	1.4	5.8	1.4
年代別	15～19歳	20.0	10.7	4.0	2.7	4.0	4.0	4.0	-	2.7	6.7
	20～29歳	15.3	10.2	6.2	5.6	4.0	4.0	5.1	2.8	2.3	6.2
	30～39歳	8.3	10.5	5.6	8.3	4.9	2.3	1.5	5.3	1.1	3.0
	40～49歳	8.7	10.9	6.5	6.0	3.9	4.3	4.1	2.4	1.9	4.3
	50～59歳	7.0	8.3	3.8	7.0	4.1	6.4	4.5	1.6	2.2	4.8
	60～64歳	5.8	8.4	5.8	4.7	5.8	3.7	3.1	1.6	-	3.1
	65～69歳	5.0	2.9	6.3	5.8	5.4	4.6	4.6	0.8	1.3	8.3
	70～74歳	8.0	3.8	8.0	3.3	8.0	6.1	2.3	0.5	0.5	8.0
	75歳以上	20.0	10.7	4.0	2.7	4.0	4.0	4.0	-	2.7	6.7

資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（平成28年度）

施策の展開

①権利擁護のための支援の充実

障がいなどにより、自らの生活に対する思いを表明することが困難な方に対し、生活を送るうえでの判断や決定を支援する体制等の整備に努めます。

また、認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がい等のために、日常生活を送る上で十分な判断ができない方が、地域等で安心して暮らせるよう、成年後見制度の周知・啓発と、利用促進に向けた取組を進めます。さらに、ふじさわあんしんセンターと協力し、藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会等を通して、地域連携ネットワークづくりを進めます。

②生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進

生活困窮者、ニート・引きこもりの若年者など、自立を促す必要がある人に対して、庁内関係部署の連携等による支援の充実を図るとともに、地域の関係機関等とのネットワークを強化し、自立に向けた生活支援のほか、「ジョブスポットふじさわ」等を活用した就労支援も含め、包括的な支援を進めていきます。

③立場や分野を超えた取組の推進

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられるよう、福祉分野に留まらず、多岐にわたる困りごとを受け止めることができる相談支援を行う方の育成や、地域における身近なかかりつけ医、歯科医、薬局等による医療体制の推進、また、あらゆる地域資源を活用した移動困難者への支援など、分野横断的な視点をもって、既存の仕組みの充実や新たな支援体制の構築を図っていきます。

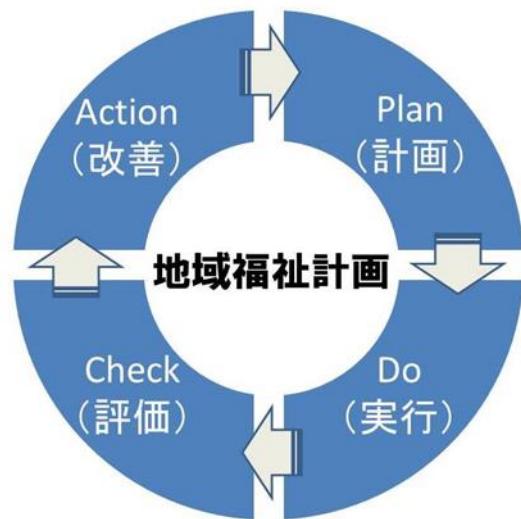
第3章 地域福祉計画の進行管理

1. 計画の進行管理办法

(1) 計画の進行管理

本計画においては、PDCAサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



(2) 施策の進め方

各基本目標に沿って実施する施策・事業について、進捗管理及び評価を行い、地域福祉に関する取組や推進状況を総合的に判断し、次年度以降の施策の展開や改善を行っていきます。

(3) 計画の見直し

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

計画の最終年度である2020年度（平成32年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。また、本計画による成果を客観的な視点で確認するため、3年ごとに市民アンケート調査及び関係団体へのヒアリング調査を行います。

(4) 成果目標

本計画は、将来めざすべき将来像として「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げ、その実現に向けて3つの基本目標を設定し、それぞれの目標に基づいた施策の方向性に沿って施策・事業を進めています。

中間見直しにおいて、これらの目標に対してどの程度進んでいるのか、今後の施策展開の判断材料の一つとするため、基本目標別に成果指標を設定することとします。

なお、本成果指標は参考指標であり、社会情勢の変化や他の関連調査など、様々な状況を踏まえ、総合的に判断していくものであり、適宜見直しを図っていくものとします。

●基本目標別の主な成果目標●

基本目標	成果指標項目	前回値 (平成25年度)	現状値 (平成28年度)	目標値	出典
【基本目標1】 地域に関心を持ち、 行動できる人材づくり	地域のボランティア活動について「既に参加しており、これからも続けたい」「参加したことはないが、今後参加してみたい」と感じる割合の合計	48.5%	48.6%	50.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「広報誌やホームページなどによる情報提供」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	50.8%	46.2%	50.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
【基本目標2】 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	地域に支えられていると感じることが「大いにある」「多少はある」と感じる割合の合計	46.2%	43.7%	50.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「災害時の避難支援体制づくり」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	11.6%	13.2%	20.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	認知症サポーター数（累計）	9,535人	16,469人	23,000人	福祉健康部調べ
【基本目標3】 誰もが安心して暮らせるしぐみづくり	お住まいの地域で孤立感を「感じない」「あまり感じない」と回答した割合の合計	69.3%	67.2%	75.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「様々な相談に対応できる体制づくり」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	14.7%	16.5%	20.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	「地域の縁側」開設数	0力所	33力所	40力所以上	福祉健康部調べ

2. 計画の進行管理体制

（1）藤沢市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉計画の推進に関する調査審議を行います。

（2）藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議

福祉健康部各課をはじめ、庁内関係課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉の推進に向けた施策について検討を行います。

資料編

1. 藤沢市の現状

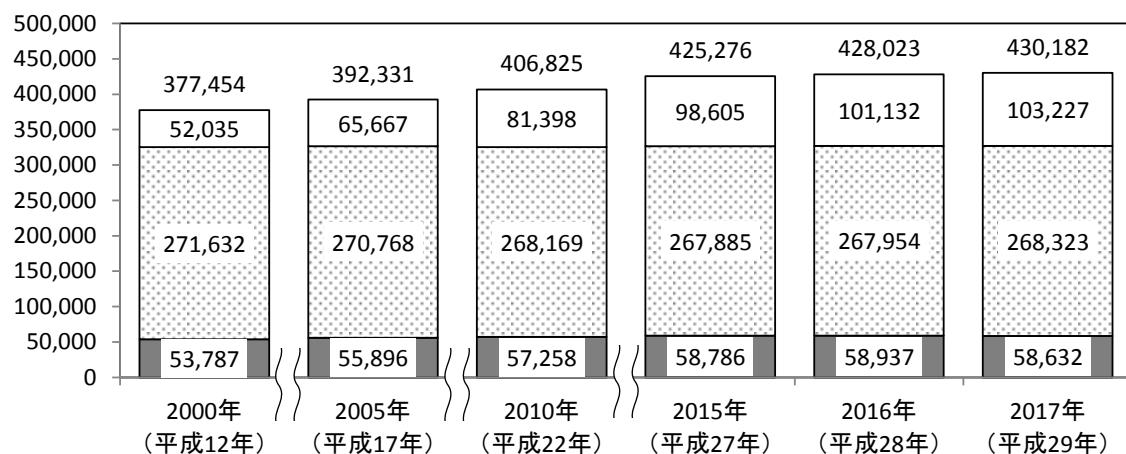
(1) 人口・世帯数の推移

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、2017年（平成29年）10月1日現在、430,182人となっており、年々増加傾向にあります。65歳以上の高齢者人口も増加しており、高齢化率も徐々に上昇してきています。

世帯数全体は増加傾向にありますが、1世帯当たり人数は微減の傾向が続いています。

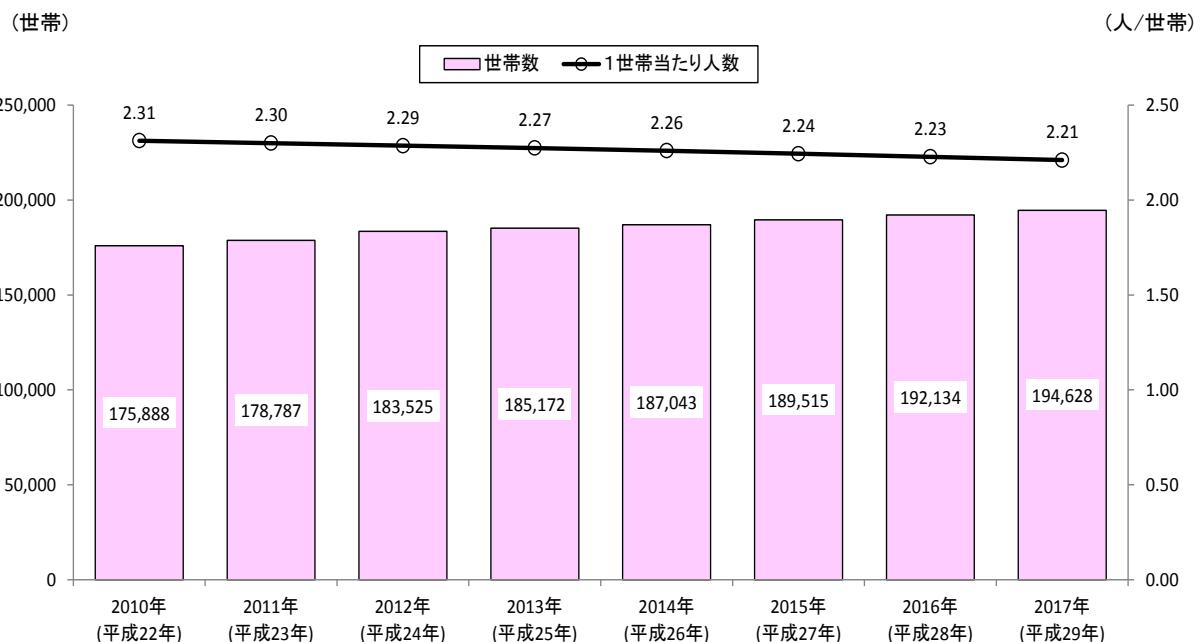
●藤沢市の総人口の推移●

■0～14歳 □15～64歳 □65歳以上



資料：住民基本台帳に基づく。各年10月1日現在。

●藤沢市の世帯数と1世帯あたり人数の推移●



資料：住民基本台帳に基づく。各年10月1日現在。

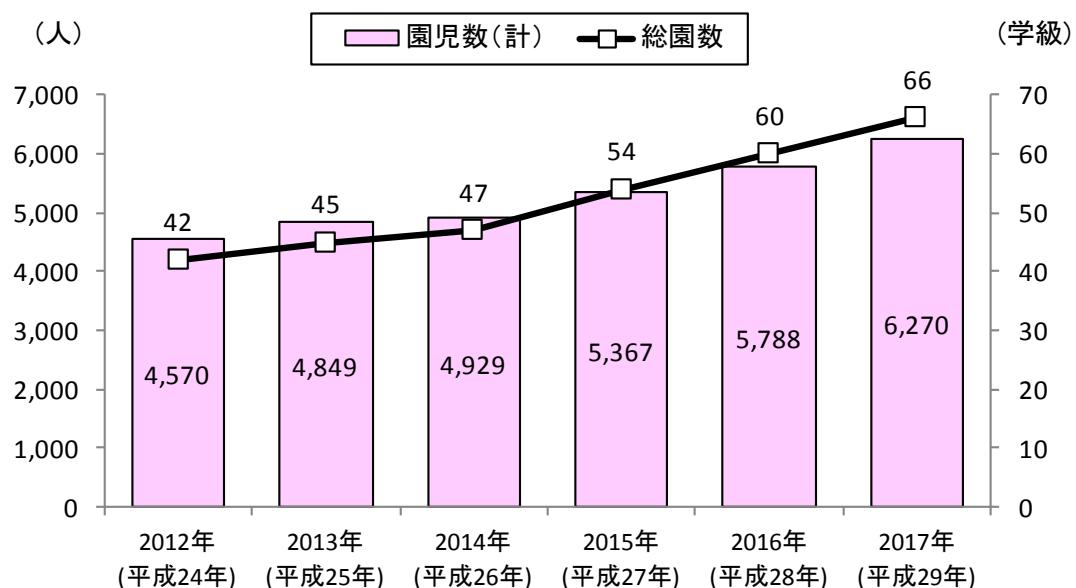
(2) 児童・家庭の状況

保育園の状況をみると、2017年（平成29年）4月1日現在、総園数は市立と私立を合わせて66カ所、園児数は6,270人となっています。私立の園数の増加に伴い、総園数、園児数とも増加しました。

幼稚園の状況をみると、2017年（平成29年）5月1日現在、学級数237、園児数6,617人で、学級数、園児数とも減少傾向にあります。

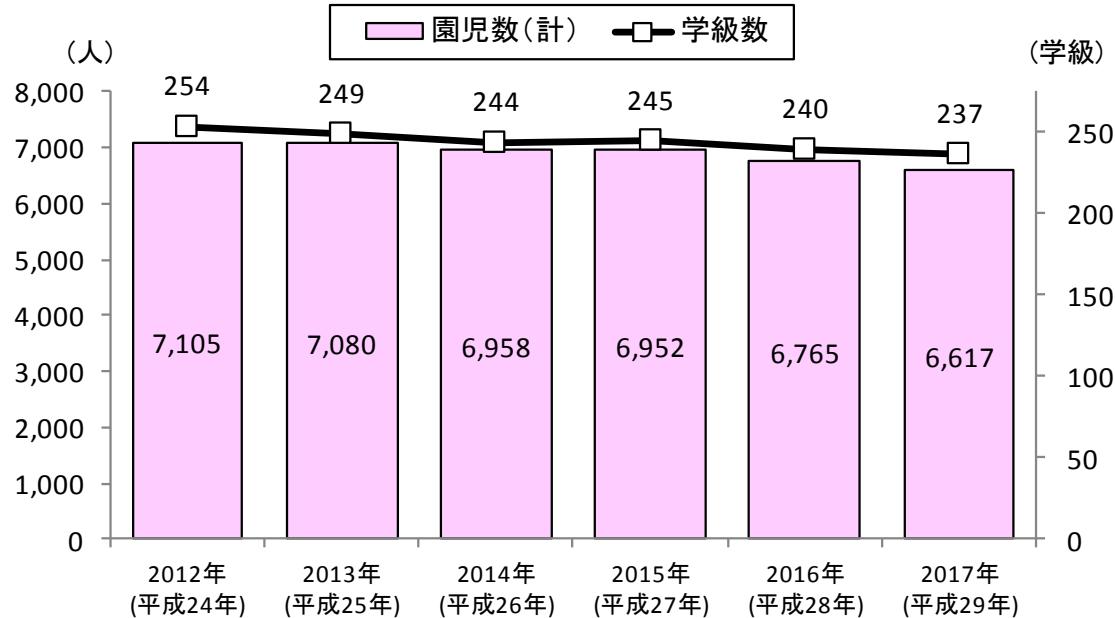
小学校の状況をみると、2017年（平成29年）5月1日現在、学級数795、児童数24,545人で、児童数は2013年（平成25年）より毎年微増しています。

●保育園の推移●



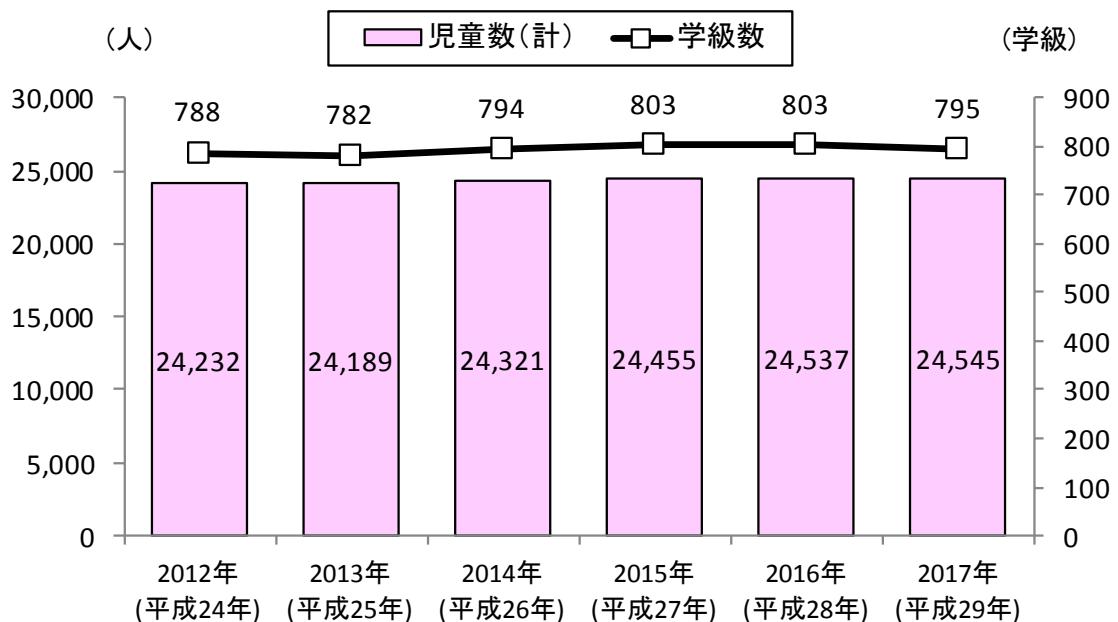
資料：保育課（各年とも4月1日）

●幼稚園の推移●



資料：学校基本調査（各年とも5月1日）

●市内小学校（公立・私立）の推移●

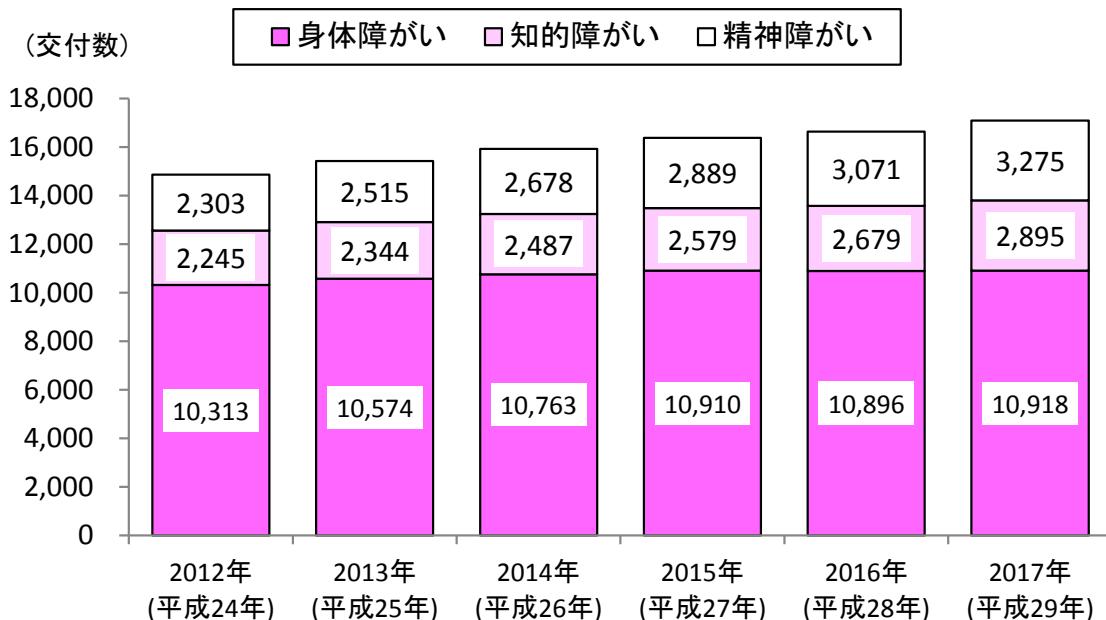


資料：学校基本調査（各年とも5月1日）

（3）障がい者（児）の状況

障がい者（児）数の状況をみると、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者とも、手帳の所持者数は増加傾向にあります。

●身体・知的・精神障がい者（児）数の推移（手帳所持者数）●



資料：障がい福祉課（各年とも4月1日）

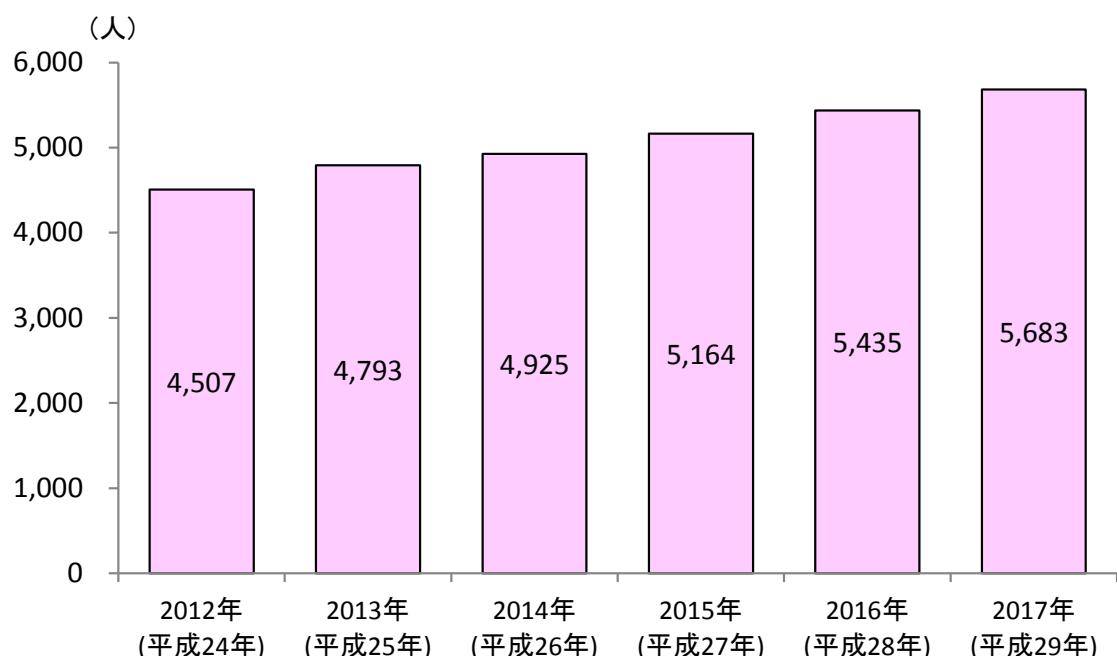
●身体障がい者（児）数の推移（手帳所持者数）●

(単位：人)

	総数	身体障がい者(児)数						再掲	
		視覚障 がい	聴覚等 障がい	音声等 障がい	肢体不自由	内部 障がい	18歳以上	18歳未満	
平成25年	10,574	787	839	134	5,817	2,997	10,320	254	
26年	10,763	780	832	134	5,928	3,089	10,506	257	
27年	10,910	789	854	132	5,886	3,249	10,658	252	
28年	10,896	771	878	134	5,766	3,347	10,632	264	
29年	10,918	777	883	115	5,732	3,411	10,650	268	

資料：障がい福祉課（各年とも4月1日）

●自立支援医療受給者数の推移●

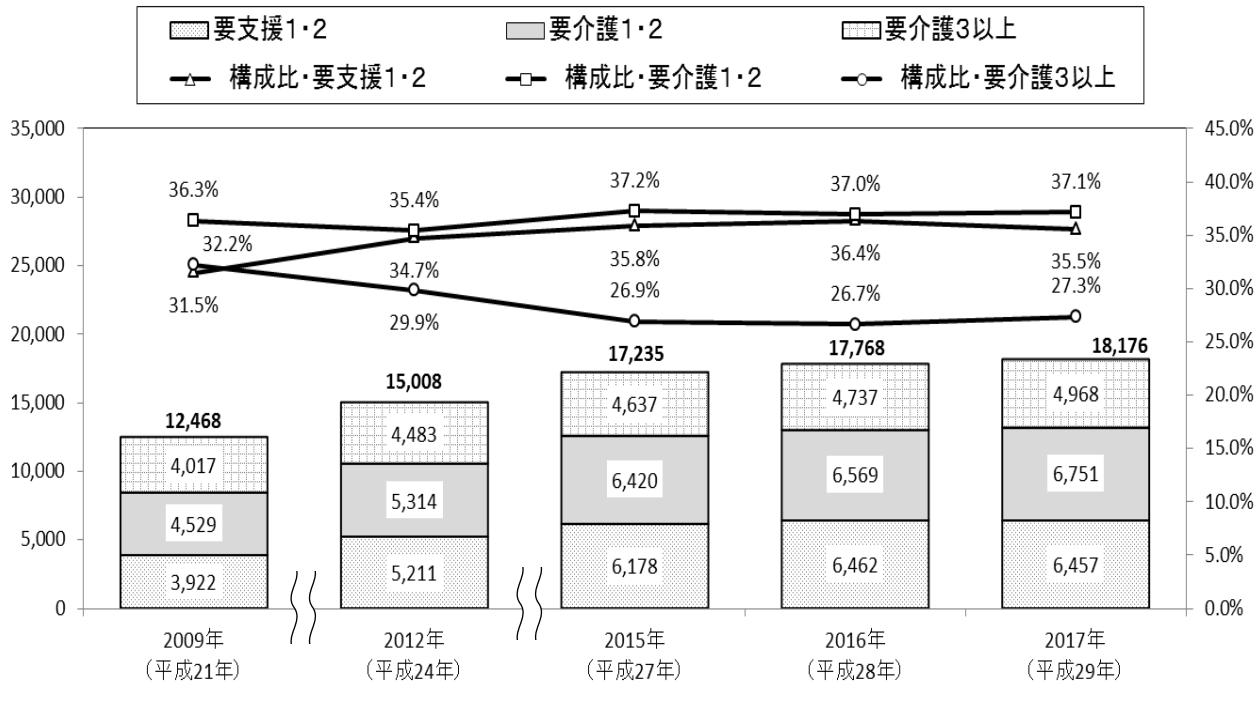


資料：障がい福祉課（各年とも4月1日）

(4) 要介護等認定者の状況

要介護等認定者数（第2号被保険者を含む）は、2017年（平成29年）、18,176人となっており、要介護1・2の方が6,751人（構成比37.1%）と最も多くなっています。

●要介護・要支援認定者数の状況●



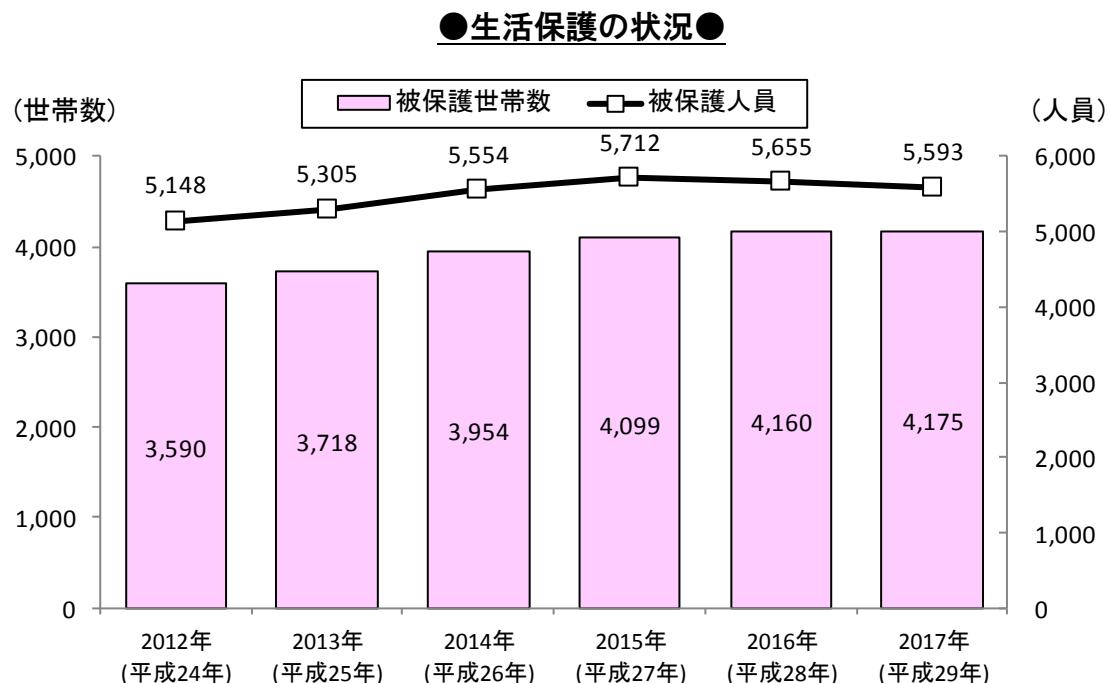
(単位：人)

		第4期初年度	第5期初年度	第6期		
		2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
認定者(計)		12,468	15,008	17,235	17,768	18,176
年 齢 別	40～64歳	432	466	421	411	403
	65～74歳	1,857	2,019	2,307	2,340	2,200
	75歳以上	10,179	12,523	14,507	15,017	15,573
介 護 度 別	要支援1	2,350	3,066	3,473	3,627	3,612
	要支援2	1,572	2,145	2,705	2,835	2,845
	要介護1	2,683	3,286	4,206	4,308	4,451
	要介護2	1,846	2,028	2,214	2,261	2,300
	要介護3	1,590	1,673	1,884	1,911	1,941
	要介護4	1,104	1,270	1,320	1,370	1,501
	要介護5	1,323	1,540	1,433	1,456	1,526
対高齢者人口比		15.8%	17.1%	17.5%	17.6%	17.6%

資料：介護保険課（各年とも9月末）

(5) 生活保護の状況

被保護人数は2015年（平成27年）をピークに減少傾向にあります。一方、被保護世帯数は毎年増えています。

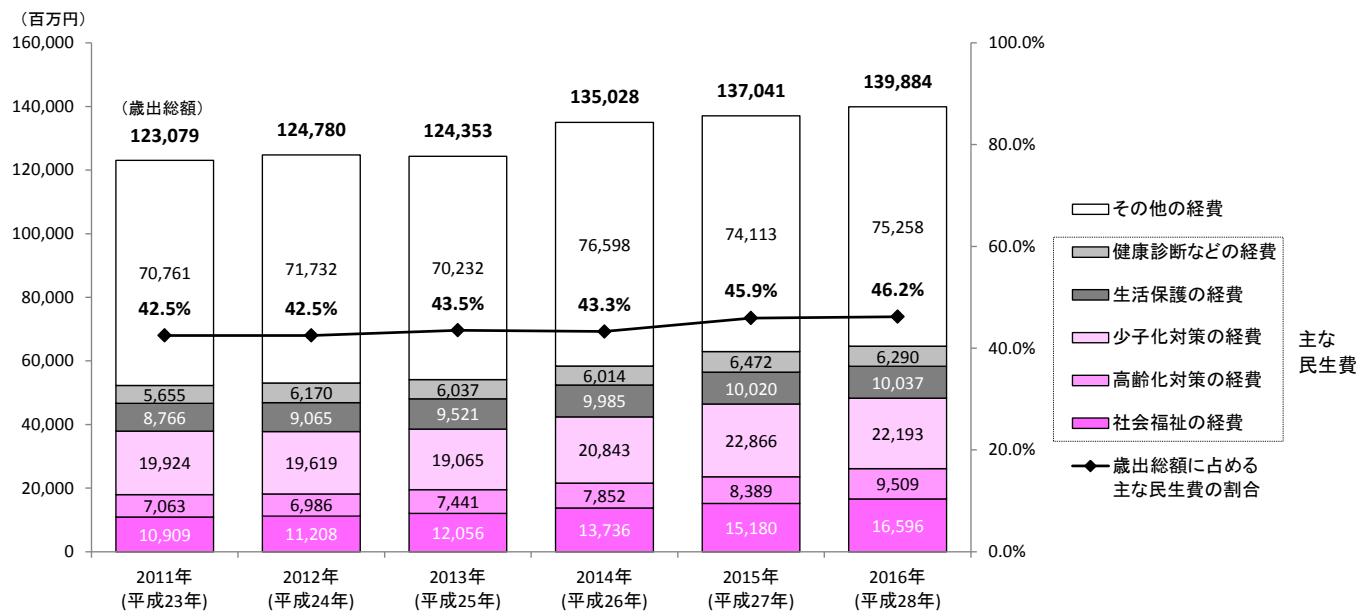


資料：生活援護課（各年とも3月31日、2017年（平成29年）のみ9月末）

(6) 財政の状況

一般会計の歳出総額に占める民生費の推移をみると、年々増加傾向にあり、2016年度(平成28年度)の福祉・保健分野の内訳では「少子化対策の経費」が最も多く、次いで「社会福祉の経費」となっています。

●主な民生費の推移●



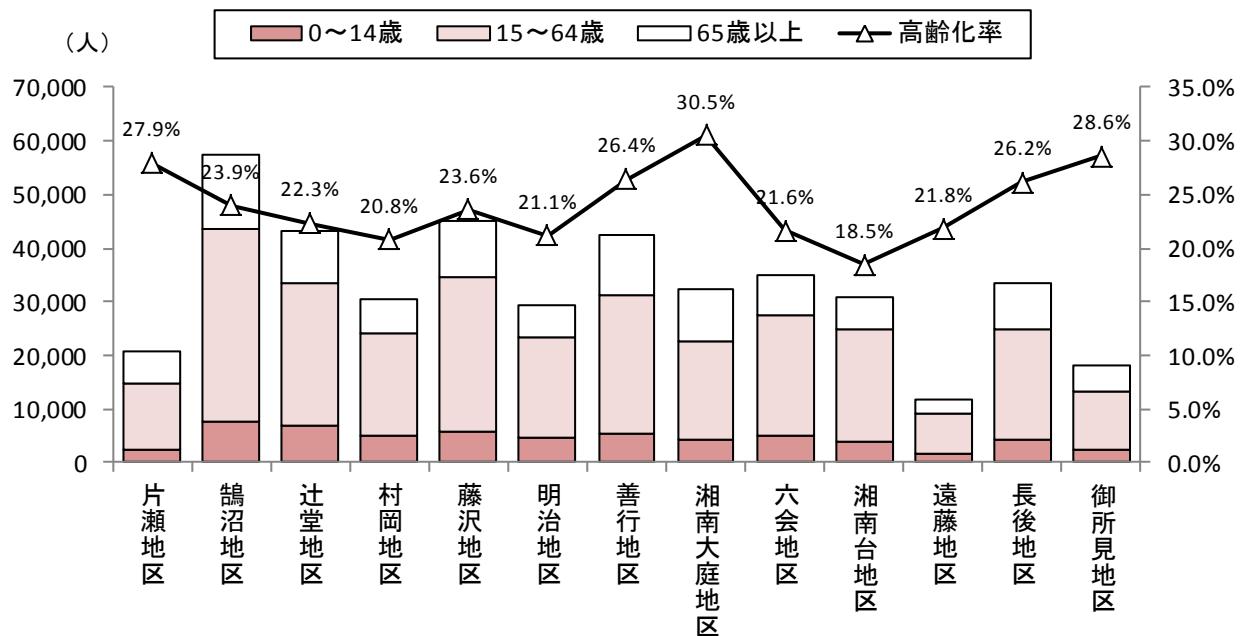
資料：「藤沢市決算統計」より

※上記費用には、繰越金を除き、市民病院、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険等の事業は含みません。

2. 行政区域（13 地区）の状況

本市においては、市民センター・公民館を設置している 13 地区を基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13 地区を日常生活圏域として設定します。

●行政区域（13 地区）別の 3 区別人口及び高齢化率●

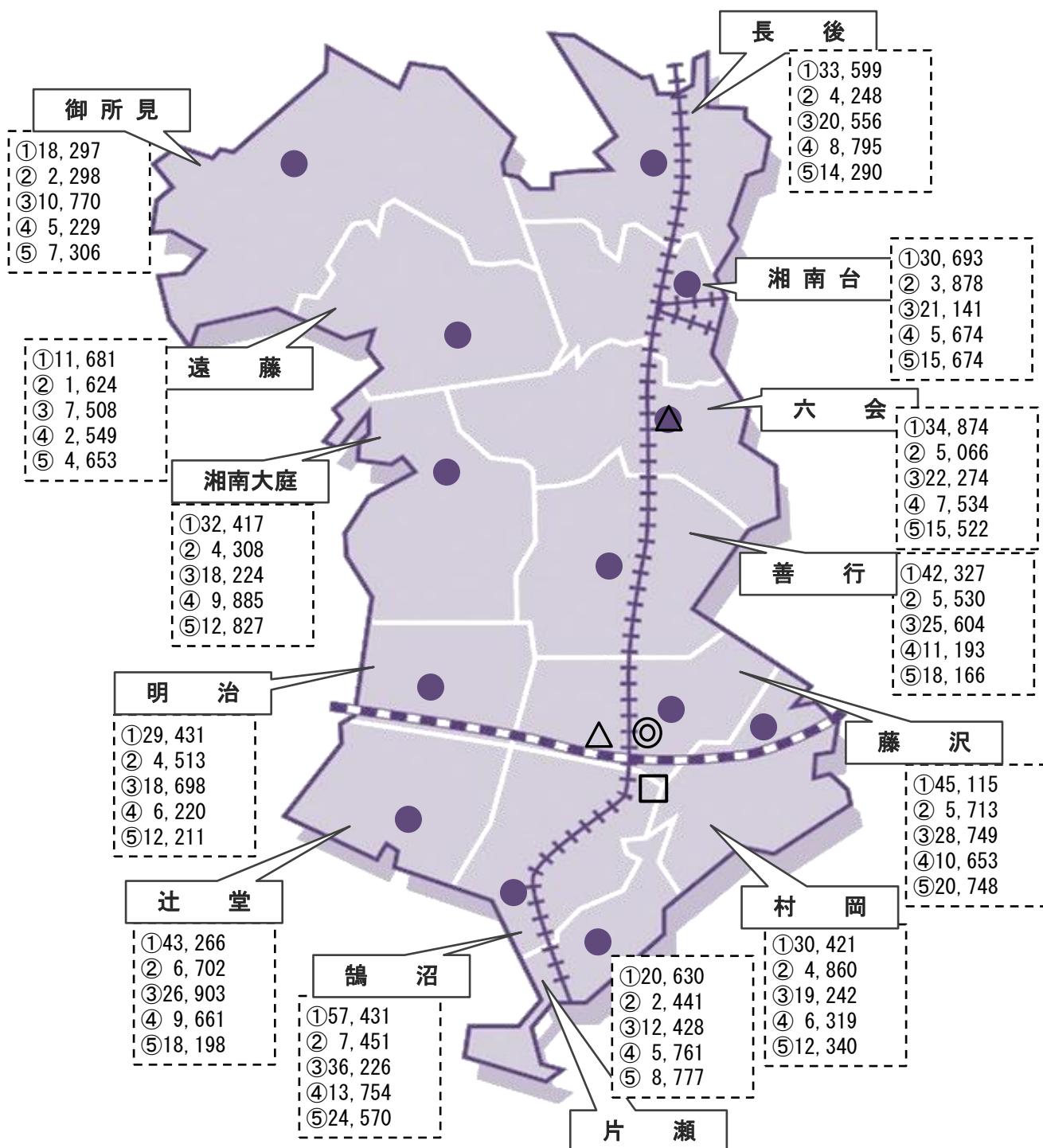


(2017 年 (平成 29 年) 10 月 1 日現在)

地区	年齢 3 区別人口				構成比			13 地区別 人口構成
	総数	0~14 歳	15~64 歳	65 歳以上	0~14 歳	15~64 歳	65 歳以上	
市全体	430,182	58,632	268,323	103,227	13.6%	62.4%	24.0%	100.0%
片瀬	20,630	2,441	12,428	5,761	11.8%	60.2%	27.9%	4.8%
鵠沼	57,431	7,451	36,226	13,754	13.0%	63.1%	23.9%	13.4%
辻堂	43,266	6,702	26,903	9,661	15.5%	62.2%	22.3%	10.1%
村岡	30,421	4,860	19,242	6,319	16.0%	63.3%	20.8%	7.1%
藤沢	45,115	5,713	28,749	10,653	12.7%	63.7%	23.6%	10.5%
明治	29,431	4,513	18,698	6,220	15.3%	63.5%	21.1%	6.8%
善行	42,327	5,530	25,604	11,193	13.1%	60.5%	26.4%	9.8%
湘南大庭	32,417	4,308	18,224	9,885	13.3%	56.2%	30.5%	7.5%
六会	34,874	5,066	22,274	7,534	14.5%	63.9%	21.6%	8.1%
湘南台	30,693	3,878	21,141	5,674	12.6%	68.9%	18.5%	7.1%
遠藤	11,681	1,624	7,508	2,549	13.9%	64.3%	21.8%	2.7%
長後	33,599	4,248	20,556	8,795	12.6%	61.2%	26.2%	7.8%
御所見	18,297	2,298	10,770	5,229	12.6%	58.9%	28.6%	4.3%

※住民基本台帳人口による

●藤沢市行政区域（13 地区）区分図●



凡例

- ①総人口(住民基本台帳人口2017年10月1日現在)
- ②0~14歳(住民基本台帳人口2017年10月1日現在)
- ③15~64歳(住民基本台帳人口2017年10月1日現在)
- ④65歳以上(住民基本台帳人口2017年10月1日現在)
- ⑤世帯数(国勢調査に基づく推計値2017年10月1日現在)

●行政区ごとの事業一覧●

2017年(平成29年)10月1日現在

地区	地区ボランティアセンター※1	地域の縁側※2・通いの場※3	
片瀬	片瀬地区ボランティアセンター 「ひだまり片瀬」	ひだまり片瀬【基本型】 コミュニティハウス片瀬山【基本型】	わいすy3【住民主体実施型】 片瀬ゆめきらら【委託実施型】
鵠沼	鵠沼地区ボランティアセンター 「ささえ」	鵠沼藤が谷みんなの縁側 【基本型】	憩いのサロン亀吉【住民主体実施型】 鵠沼健康サロン【委託実施型】 はすいけサロン【委託実施型】
辻堂	辻堂地区ボランティアセンター 「すこやか」	すこやか【基本型】 ふらっとガーデン【特定型】	明日香辻堂【住民主体実施型】 サロン元気辻堂【委託実施型】
村岡	村岡地区ボランティアセンター 「ぬくもり」	きらり【基幹型】 村岡テラス【基本型】	通いの場むらおか【委託実施型】
藤沢	藤沢西部地区福祉ネットワーク 「きずな」	ヨロシク♪まるだい【基幹型】 地域交流サロンふれあい【特定型】 藤沢地区みらいサロン【基本型】 まめや【特定型】 「わだち」「ちゃんのま」【特定型】 憩い場【特定型】	みんなのサロンゆくり庵 【住民主体実施型】 通いの湯草の根ふじさわ 【住民主体実施型】 共生会「通いの場」【委託実施型】
明治	明治地区ボランティアセンター 「むすびて」	かるがも【基本型】 おれんじリング湘南【特定型】 むすびて【基本型】	ローズマリー【住民主体実施型】 ほっとスペースすみれ 【住民主体実施型】 サロンわかば【委託実施型】
善行	パートナーシップ善行	わいわい善行【基本型】 ぬくもり【基本型】 地域交流サロン「ゆい」【基本型】 えん【基本型】 まめっこ【特定型】 カフェ「はまゆう」【特定型】	わいわい善行【住民主体実施型】 「通いの場」グリーンサロン 【委託実施型】
湘南大庭	湘南大庭地区 福祉ボランティアセンター 「ライフタウン・ジョワ」	交流スペースほっと舎【基本型】 たきのさわパラダイス【基本型】 こまよせランド【基本型】	芭蕉苑「通いの場」【委託実施型】
六会	ボランティアセンターむつあい	みんな・de・六会【基本型】	デイ・スペースひまわり 【住民主体実施型】 通いの場【委託実施型】
湘南台	湘南台地区ボランティアセンター 「ちよこっと湘南台」	ちよこっと湘南台【基本型】	湘南台みんなの輪【住民主体実施型】 湘南台元気サロン【委託実施型】
遠藤	遠藤地区ボランティアセンター 「シェークハンドズ遠藤」	—	—
長後	長後地区ボランティアセンター 「なごみ」	Yell(エール)【基幹型】 長後あかり【基本型】 七ツ木の里【基本型】 おしゃべり処「大福」【基本型】	さんぽ庵【住民主体実施型】
御所見	—	かわうそ【基本型】 ごしょみ元気【基本型】	ゆきの家・すこやか 【住民主体実施型】

※1 日常生活のちょっとしたお手伝いや地域住民のつどいの場となるサロン活動などを実施

※2 住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所

※3 趣味や交流を楽しみながら、集まったみんなで体を動かして積極的に介護予防に取り組める場所

基本型	高齢者、障がい者(児)、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる場所
特定型	高齢者の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロンなど、特定の利用対象者が誰もが自由に集え、交流できる居場所
基幹型 (地域さ さえあ いセン ター)	高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、誰もが気軽に立ち寄れる場所。多様な事業主体による多様な取組のコーディネート業務を担う「生活支援コーディネーター」が配置。

※4 上記以外にも住民主体で行う支えあいの事業があります。

3. 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施

計画の進捗状況の確認に向けて、市民の福祉意識・意向の状況及び地域福祉活動を実施している団体の活動課題等を把握することを目的として、地域福祉に関する市民アンケート調査、福祉関係団体等へのヒアリング調査を実施しました。また、市民の福祉意識の啓発や活動のきっかけづくりに向けて、シンポジウムを開催しました。

○ 調査の概要

調査目的	「藤沢市地域福祉計画2020」の計画期間の中間年である2017年度（平成29年度）に向けて、事業の効果を検証するとともに、地域福祉の現状及びお住まいの地区や地域での日頃の暮らしの変化、また、これに伴う新たな課題等、皆さまがどのように感じいらっしゃるかをお聴かせいただくために、アンケート調査を実施することとした。
調査対象	満15歳から80歳までの市民
対象者数	4,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収（お礼兼督促ハガキの発送1回）
調査期間	2016年（平成28年）11月1日（火）～11月22日（火）
回収結果	2,121件（回収率53.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none">○ あなた自身のことについて○ 住まいの状況について○ 近隣とのつきあい、ボランティア活動などへの参加について○ 居住地域での暮らしについて○ 情報・相談などについて○ 防災について

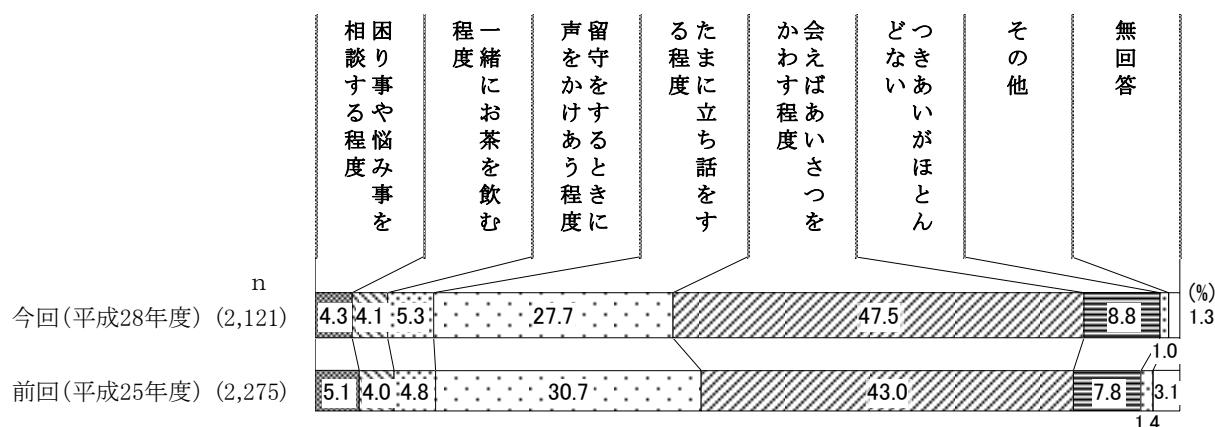
○ 近隣との日頃のつきあい方

近隣との日頃のつきあい方は、「会えばあいさつをかわす程度」(47.5%)が最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」(27.7%)、「つきあいがほとんどない」(8.8%)と続いています。

年代別でみると、「会えばあいさつをかわす程度」は10歳代後半で76.0%と最も高くなっています。一方「つきあいがほとんどない」は20歳代で19.2%と最も高くなっています。

地区別でみると、「つきあいがほとんどない」は藤沢地区と湘南台地区で13%台と高くなっています。

●近隣との日頃のつきあい方（問10）●



【年代別・クロス集計（件、%）】

		調査数	相談する悩み事	一緒にお茶を飲む	留守をかけるとき	たまに立ち話をす	会えばあいさつを	つきあいがほとん	その他	無回答
全 体	2,121	4.3	4.1	5.3	27.7	47.5	8.8	1.0	1.3	
年 代 別	15~19歳	75	1.3	-	-	6.7	76.0	16.0	-	-
	20~29歳	177	-	3.4	-	11.3	64.4	19.2	1.1	0.6
	30~39歳	266	2.6	3.0	3.4	19.2	58.6	12.8	-	0.4
	40~49歳	414	5.6	3.9	3.1	30.2	48.1	8.7	0.2	0.2
	50~59歳	314	3.5	3.5	3.8	28.7	49.7	9.9	0.3	0.6
	60~64歳	191	2.1	3.7	7.3	32.5	46.6	7.3	0.5	-
	65~69歳	240	7.1	4.6	7.9	36.3	34.6	5.8	1.3	2.5
	70~74歳	213	5.6	6.6	9.9	36.2	32.9	3.3	5.6	-
	75歳以上	211	7.6	6.6	11.4	31.3	37.9	1.9	0.9	2.4

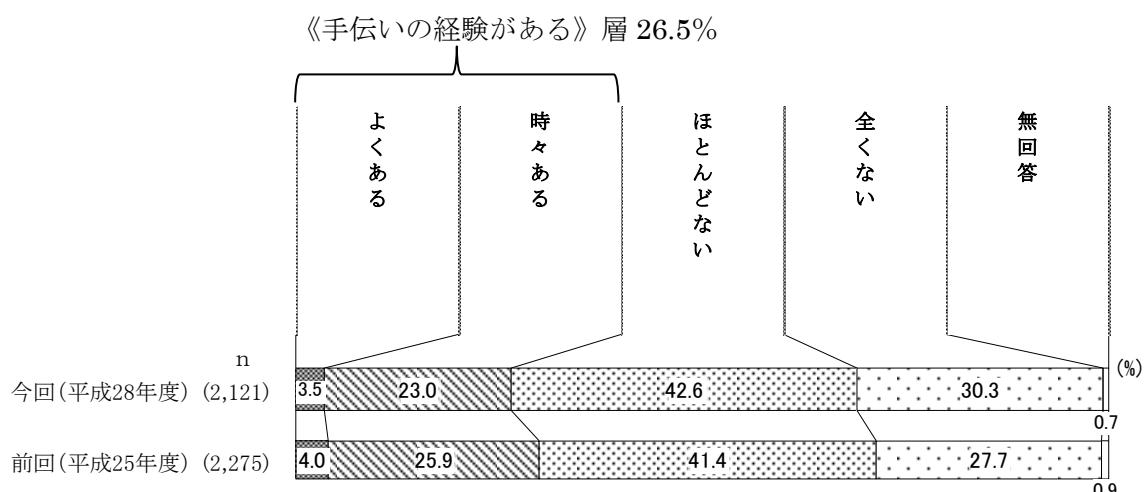
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○ 近所からの頼まれごとで手伝いをした経験

近所からの頼まれごとで手伝いをした経験は、「よくある」が3.5%、「時々ある」が23.0%となっており、両者をあわせると《手伝いの経験がある》層は2割台半ばとなっています。

近所づき合いの程度別でみると、《手伝いの経験がある》層は困りごとや悩み事を相談する程度で84.6%と最も高く、近所づき合いの程度が深くなるほど、その割合も増加傾向にあります。

●近所からの頼まれごとで手伝いをした経験（問11）●



【近所づき合いの程度別・クロス集計(件、%)】

近所づき合いの程度別	調査数	よくある	時々ある	ほとんどない	全くない	無回答	験《手伝い》の層経
		2,121	3.5	23.0	42.6	30.3	26.5
困りごとや悩み事を相談する程度	91	26.4	58.2	11.0	4.4	-	84.6
一緒にお茶を飲む程度	87	9.2	63.2	23.0	4.6	-	72.4
留守をするときに声をかけあう程度	112	11.6	56.3	27.7	3.6	0.9	67.9
たまに立ち話をする程度	588	2.7	32.5	52.7	11.9	0.2	35.2
会えばあいさつをかわす程度	1,008	1.1	10.1	48.5	40.3	-	11.2
つきあいがほとんどない	186	-	3.8	17.7	78.0	0.5	3.8
その他	22	9.1	59.1	18.2	13.6	-	68.2

*網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

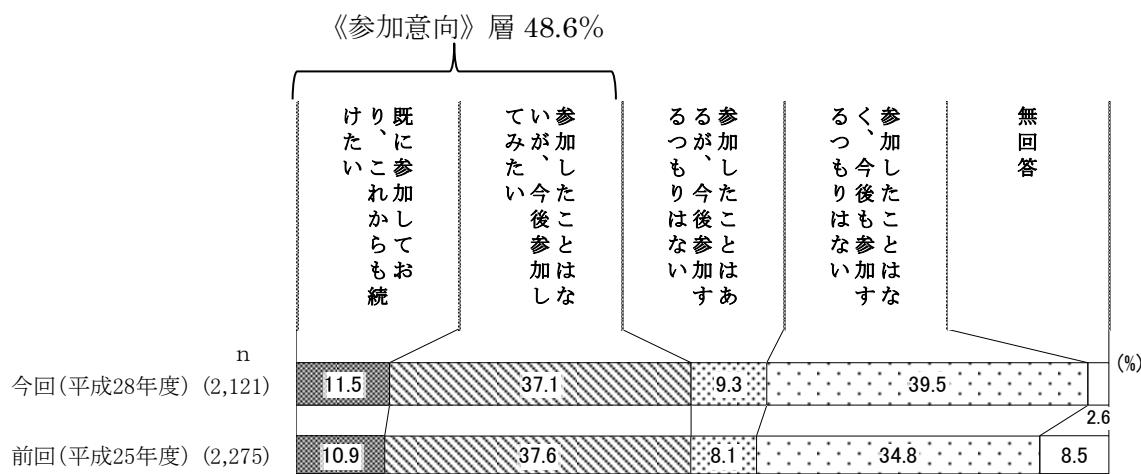
○ ボランティア活動への参加意向

ボランティア活動への参加意向は、「既に参加しており、これからも続けたい」が11.5%、「参加したことはないが、今後参加してみたい」が37.1%となっており、両者を合わせると《参加意向》層は5割弱となっています。

年代別でみると、《参加意向》層は60歳代前半で55.0%と最も高くなっています。

地区別でみると、「参加したことはないが、今後参加してみたい」は辻堂地区、村岡地区、湘南大庭地区でそれぞれ42.8%、42.0%、40.7%と4割を超えていいます。

●ボランティア活動への参加意向（問12）●



【年代別・クロス集計(件、%)】

	調査数	《参加意向》層						
		既に参加したりしてお続	既に参加したりしてお続からしてお続ない	今後参加することはない	既に参加したりしてお続かつ今後も参加する	既に参加したりしてお続からしてお続ない	無回答	
全 体	2,121	11.5	37.1	9.3	39.5	2.6	48.6	
年代別	15～19歳	75	9.3	34.7	13.3	42.7	-	44.0
	20～29歳	177	5.6	37.9	10.7	45.2	0.6	43.5
	30～39歳	266	5.3	41.0	3.4	49.6	0.8	46.3
	40～49歳	414	9.4	43.0	7.2	38.9	1.4	52.4
	50～59歳	314	10.5	42.7	8.0	36.0	2.9	53.2
	60～64歳	191	13.1	41.9	8.9	33.5	2.6	55.0
	65～69歳	240	14.6	32.9	10.4	38.3	3.8	47.5
	70～74歳	213	18.8	30.0	13.6	33.8	3.8	48.8
	75歳以上	211	18.5	20.9	15.6	38.4	6.6	39.4

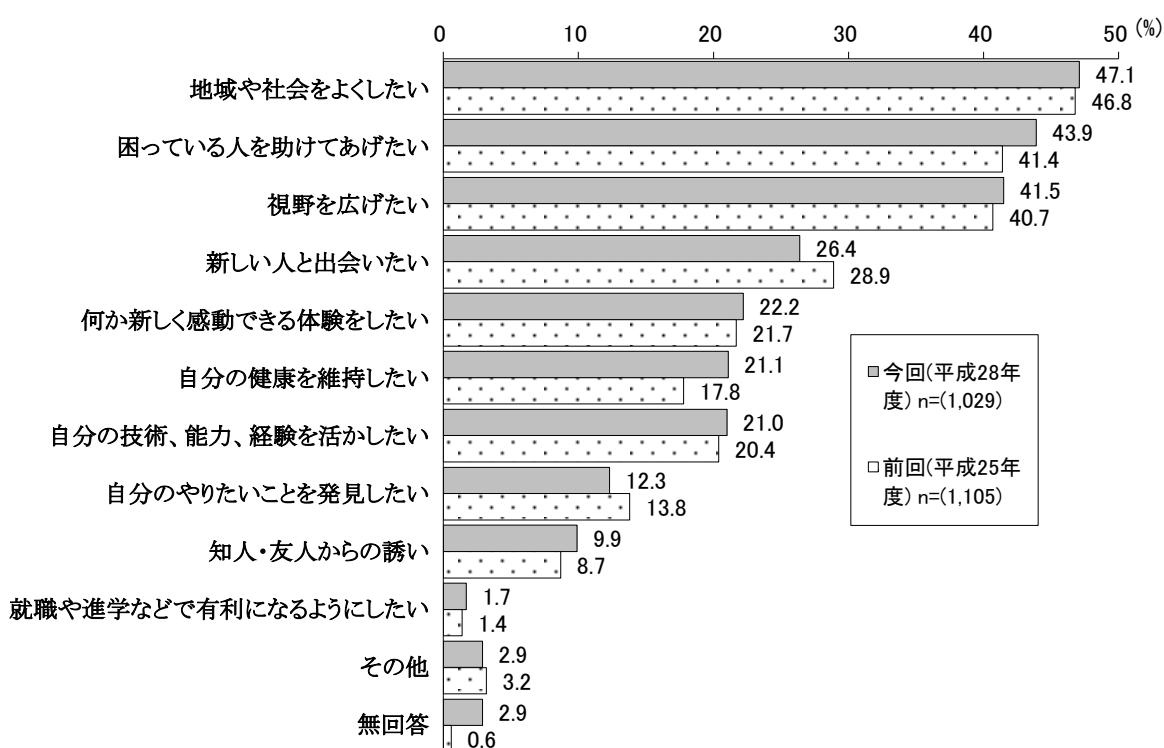
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○ ボランティア活動に参加する際の動機

ボランティア活動に参加する際の動機は、「地域や社会をよくしたい」(47.1%)が最も高く、次いで「困っている人を助けてあげたい」(43.9%)、「視野を広げたい」(41.5%)と続いている。

年代別でみると、30歳代以下と60歳代後半では「視野を広げたい」、40歳代と60歳代前半と70歳以上では「地域や社会をよくしたい」、50歳代では「困っている人を助けてあげたい」がそれぞれ最も高く、年代によって参加動機は異なります。

●ボランティア活動に参加する際の動機（複数回答）（問12-1）●

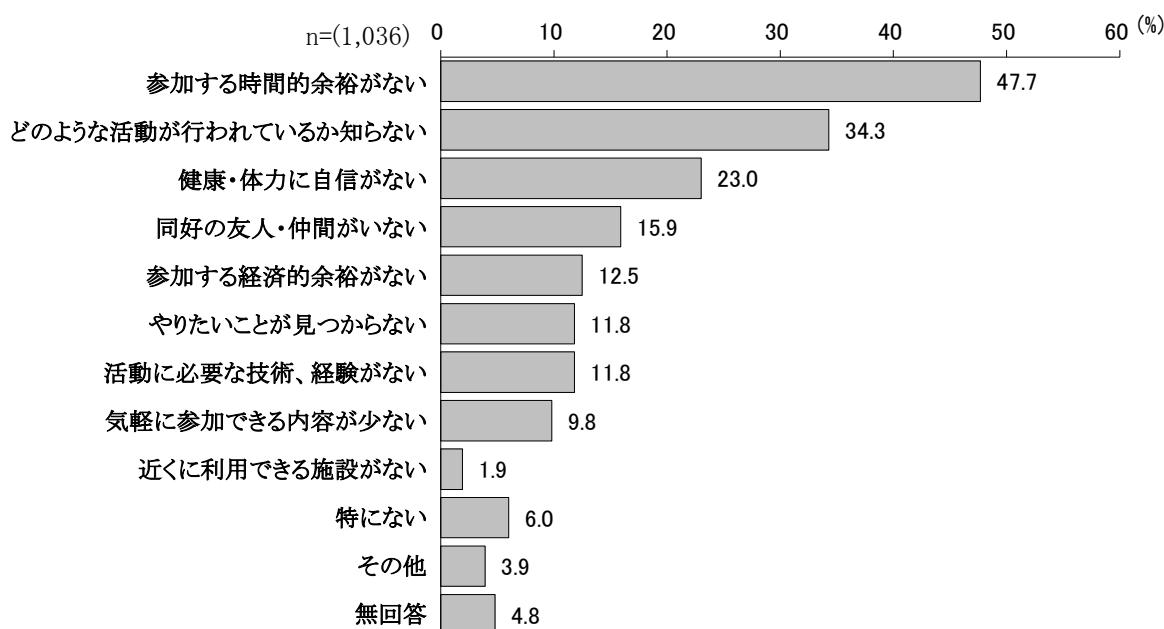


○ ボランティア活動に参加する上で支障となっていることや問題点

ボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点は、「参加する時間的余裕がない」(47.7%)が最も高く、次いで「どのような活動が行われているか知らない」(34.3%)、「健康・体力に自信がない」(23.0%)と続いています。

年代別でみると、「参加する時間的余裕がない」は10歳代後半で71.4%と最も高く、年代が上がるとともに、減少傾向にあります。また「健康・体力に自信がない」は60歳代後半以上で最も高くなっています。地区別でみると、「参加する時間的余裕がない」は遠藤地区及び御所見地区を除く各地区で高く、その中でも村岡地区で60.9%と最も高くなっています。

●ボランティア活動に参加する上で支障となっていることや問題点(複数回答)(問12-2)●



○ 施設の知名度

①ボランティアセンター

ボランティアセンターの知名度は、「利用したことがある」が1.0%、「知っている」が13.5%となっています。

年代別でみると、「知らない」は60歳代前半以下で8割を超え、高くなっています。

地区別でみると、片瀬地区、藤沢地区、湘南大庭地区、六会地区を除く各地区で「知らない」は8割を超え、高くなっています。

②地区ボランティアセンター

地区ボランティアセンターの知名度は、「利用したことがある」が1.0%、「知っている」が9.9%となっています。

年代別でみると、「知らない」は20歳代以下と40歳代で9割を超えていました。

地区別でみると、「知らない」は片瀬地区を除く各地区で8割を超えていました。

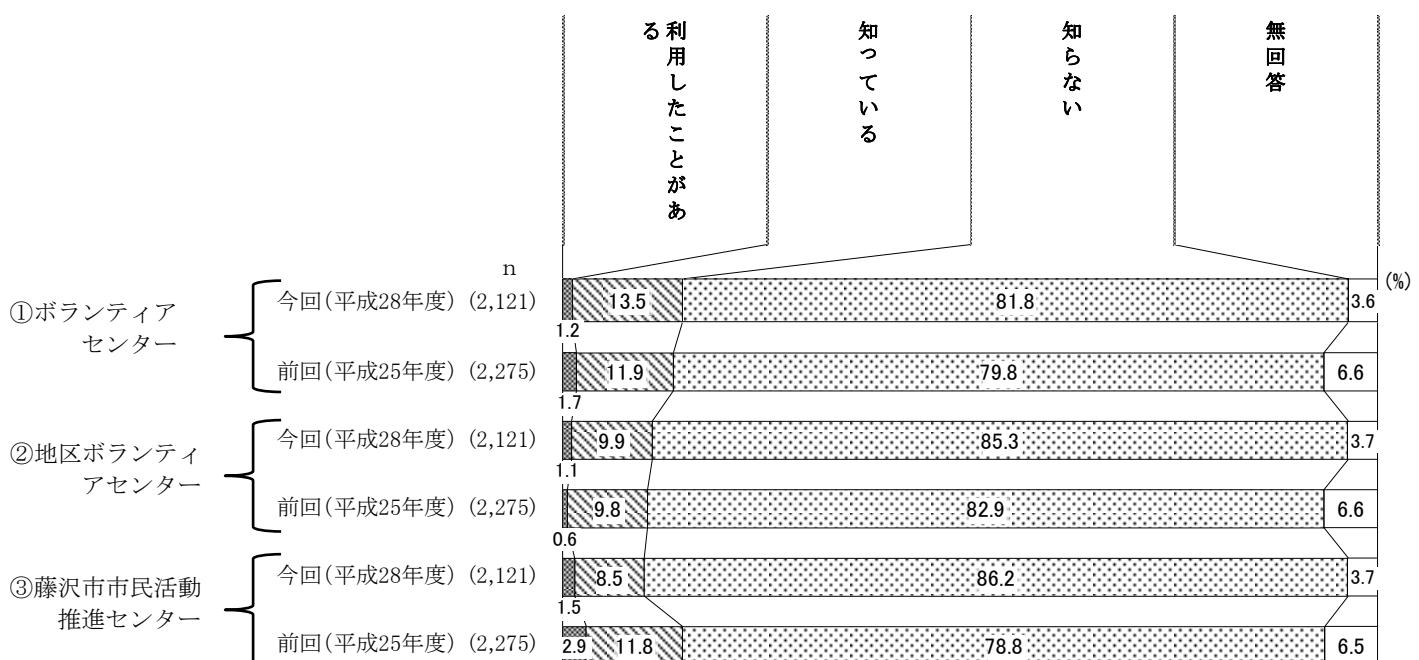
③藤沢市市民活動推進センター

藤沢市市民活動推進センターの知名度は、「利用したことがある」が2.0%、「知っている」が8.5%となっています。

年代別でみると、「知らない」は10歳代後半と30歳代で9割を超え、高くなっています。

地区別でみると、「知らない」は片瀬地区、鵠沼地区、長後地区で9割を超え、高くなっています。

●施設の知名度（問13）●



【地区別・クロス集計(件、%)】

		①ふじさわボランティアセンター				②地区ボランティアセンター			
地区別	調査数	が利用したこと	知っている	知らない	無回答	が利用したこと	知っている	知らない	無回答
全 体	2,121	1.2	13.5	81.8	3.6	1.1	9.9	85.3	3.7
地区別	片瀬	109	0.9	16.5	78.9	3.7	2.8	15.6	78.9
	鵠沼	252	0.8	10.3	87.3	1.6	0.8	10.3	87.7
	辻堂	229	0.4	12.2	84.3	3.1	0.4	7.9	87.3
	村岡	150	1.3	16.0	80.7	2.0	2.7	6.0	88.7
	藤沢	276	1.8	14.9	79.3	4.0	0.4	6.5	88.0
	明治	120	0.8	12.5	82.5	4.2	1.7	11.7	82.5
	善行	164	-	13.4	81.1	5.5	1.2	9.8	83.5
	湘南大庭	135	2.2	17.0	77.8	3.0	0.7	11.9	83.7
	六会	164	1.8	17.1	77.4	3.7	1.2	15.9	80.5
	湘南台	166	1.2	14.5	80.7	3.6	-	9.6	86.7
	遠藤	75	4.0	5.3	81.3	9.3	4.0	4.0	82.7
	長後	155	-	11.6	84.5	3.9	1.9	11.0	83.9
	御所見	81	1.2	14.8	80.2	3.7	-	16.0	80.2

		③藤沢市市民活動推進センター			
地区別	調査数	と利用があること	知っている	知らない	無回答
全 体	2,121	1.5	8.5	86.2	3.7
地区別	片瀬	109	1.8	3.7	90.8
	鵠沼	252	0.8	2.0	95.6
	辻堂	229	1.3	7.4	87.3
	村岡	150	4.0	4.0	89.3
	藤沢	276	2.5	5.8	87.0
	明治	120	3.3	13.3	79.2
	善行	164	1.2	9.1	84.8
	湘南大庭	135	0.7	8.9	86.7
	六会	164	1.2	30.5	65.9
	湘南台	166	1.2	11.4	83.7
	遠藤	75	-	5.3	85.3
	長後	155	-	3.9	92.3
	御所見	81	-	9.9	86.4

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

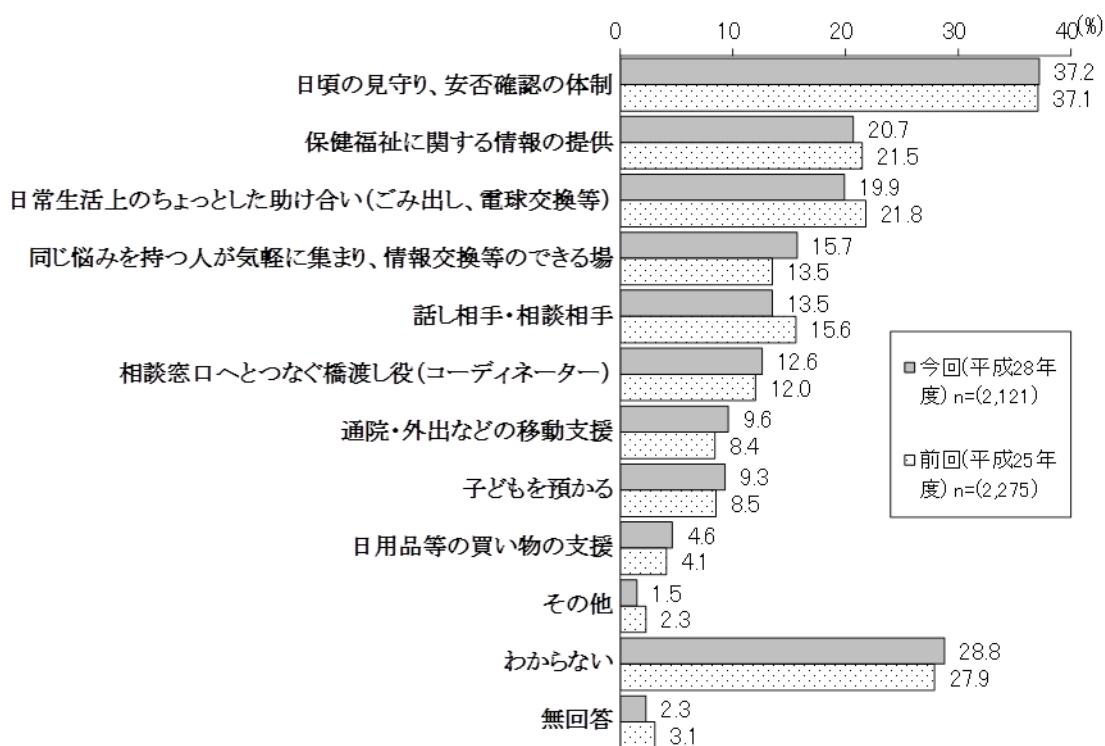
○ 地区の支えあいとして必要な支援

地区の支えあいとして必要な支援は、「日頃の見守り、安否確認の体制」(37.2%)が最も高く、次いで「保健福祉に関する情報の提供」(20.7%)、「日常生活上のちょっとした助け合い(ごみ出し、電球交換等)」(19.9%)と続いています。

年代別でみると、20歳代以上で「日頃の見守り、安否確認の体制」が最も高くなっています。

地区別でみると、各地区で「日頃の見守り、安否確認の体制」が最も高く、片瀬地区で45.0%、湘南大庭地区で40.0%、長後地区で41.9%と、それぞれ4割を超える高くなっています。

●地区の支えあいとして必要な支援(複数回答) (問17) ●



【上位5位までの項目比較】

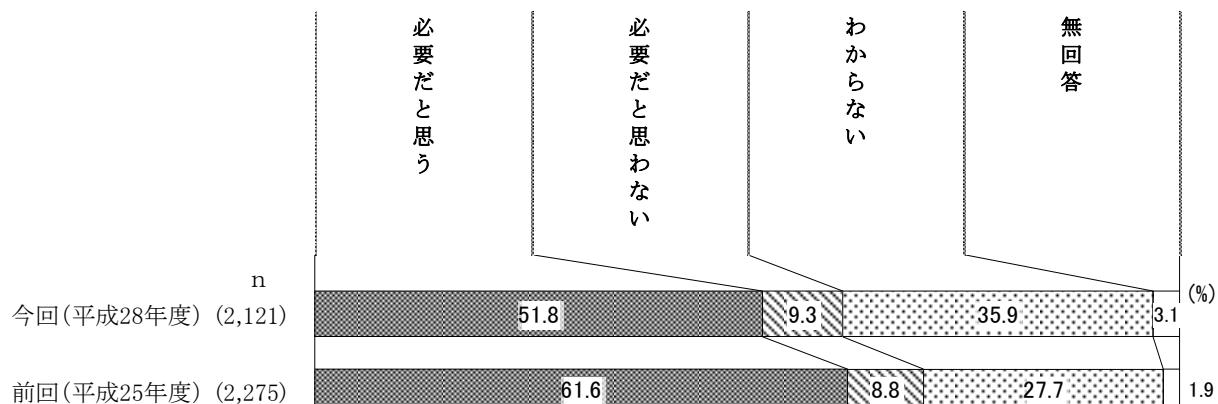
順位	平成25年度		平成28年度
1	日頃の見守り、安否確認の体制	→	日頃の見守り、安否確認の体制
2	日常生活上のちょっとした助け合い (ごみ出し、電球交換等)	↓	保健福祉に関する情報の提供
3	保健福祉に関する情報の提供	↑	日常生活上のちょっとした助け合い (ごみ出し、電球交換等)
4	話し相手・相談相手	↓	同じ悩みを持つ人が気軽に集まり、情報交換等のできる場
5	同じ悩みを持つ人が気軽に集まり、 情報交換等のできる場	↑	話し相手・相談相手

○ 住民の自主的な参加・協力関係の必要性

住民の自主的な参加・協力関係の必要性は、「必要だと思う」(51.8%)が最も高く、5割を越えています。

世帯構成別でみると、夫婦二人暮らしで「必要だと思う」は57.3%と高くなっています。

●住民の自主的な参加・協力関係の必要性（問18）●



【世帯構成別・クロス集計(件、%)】

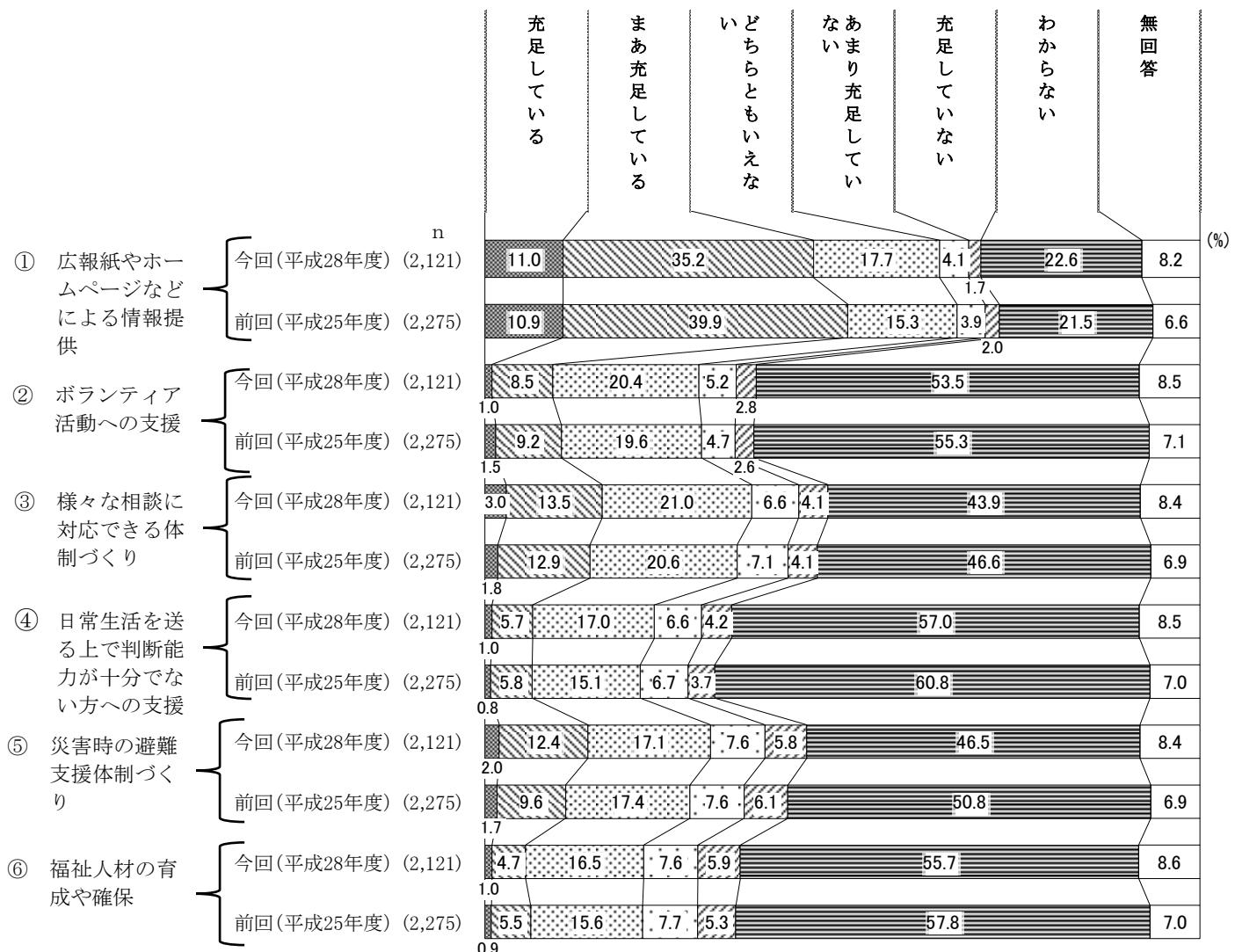
	調査数	必要だと思う	必要だと思わない	わからない	無回答
全 体	2,121	51.8	9.3	35.9	3.1
世 帯 構 成 別	一人暮らし (単身)	221	47.1	8.6	38.9
	夫婦二人暮らし	513	57.3	9.7	31.2
	それ以外	1,366	50.5	9.2	37.2

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○ 地域福祉推進のため市で行っている取り組みについて

地域福祉推進のため、市で行っている取組については、①広報紙やホームページなどによる情報提供は「まあ充足している」(35.2%)が最も高く、その他の項目は「わからない」が最も高くなっています。

●地域福祉推進のため市で行っている取り組みについて（問19）●



(2) 福祉関連団体等へのヒアリング調査の実施

団体ヒアリング調査結果から、地域活動に取り組んでいる組織や団体の抱える課題を整理しました。

前回調査では、「組織・団体の継続性の確保」「安心して活動できる環境づくり」「ニーズにあわせた柔軟な事業展開」「課題に応じた様々な連携」といったものがあげられました。今回のヒアリング調査では、継続している課題も多く、「活動の知名度」「活動する人材の発掘・確保」「活動にあたっての財源の確保」「地域団体・組織との連携」といった課題が共通してあげられました。

○ 福祉関連団体等へのヒアリング調査の概要

調査目的	「藤沢市地域福祉計画2020」の計画期間の中間年である2017年度（平成29年度）に向けて、計画策定時に調査を行った団体を中心に、計画の方向性や施策への検討材料とするため、専門的な視点・実際に活動している方からの視点に基づく意見聴取を行う団体ヒアリング調査を実施しました。
調査対象	1 藤沢市社会福祉協議会 2 藤沢市民生委員児童委員協議会 3 地区社会福祉協議会 4 藤沢市防災組織連絡協議会 5 藤沢市障害福祉法人協議会 6 藤沢市福祉団体連絡会 7 藤沢市地域包括支援センター連絡協議会 8 藤沢市子ども会連絡協議会 9 地区ボランティアセンター(六会地区、明治地区)
調査方法	ヒアリング調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織団体の概要について ○ 活動に際しての他機関や組織、団体との連携・協力体制について ○ 今後の活動方針について ○ 活動上の課題やその原因について ○ 団体としての地域での福祉課題について ○ 団体の重点的に取り組むべき課題について

○ 課題1 活動の認知度

地域で継続した活動をしていても、組織や団体名や活動内容などがうまく地域の人々に浸透していっていない現状も見受けられます。活動PR不足の解消に向けて、多くの人に活動を知ってもらい、活動の応援してくれる人を増やしていくような取組が必要です。

○ 課題2 活動のリーダーやそれを支える人材の発掘・確保

活動を引っ張るリーダーやそれを支えるスタッフの高齢化が進んでいます。活動を継続するために新たなスタッフの発掘や確保が必要です。

○ 課題3 活動にあたっての財源の確保

様々な行事やイベントを開催したり、活動を周知したり、情報発信したりして、活動を組織的に安定運営していくためには、活動資金の確保が必要です。

○ 課題4 地域団体・組織間での連携

地域団体・組織が個々に活動していくことも重要ですが、同じような目的をもつ団体・組織と連携・協力して進めることも、活動の規模を広げたり、人的ネットワークを広げたりするのに有効です。

(3) 地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進庁内連絡会議

計画策定にあたっては、学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表者、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

また、福祉健康部各課をはじめ、庁内関係各課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、地域福祉推進のための施策について検討を行いました。

(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画の中間まとめに対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

(5) シンポジウムの開催

○ 「藤沢型地域包括ケアに向けたシンポジウム」の実施

調査目的	地域福祉の推進のため、協働の地域づくりを切り口に、地域で活動しているボランティアグループ等の取組や、市の「藤沢市地域福祉計画」、市社協の「藤沢市地域福祉活動計画」の地域福祉の理念や方向性、地域の福祉課題等を紹介することで藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向け、私たちが地域でできることについてシンポジウムを開催しました。今回の内容について、ご意見やご感想をお伺いするため、アンケート調査を実施しました。
調査対象	このイベントに参加された方
調査方法	会場での配布・回収によるアンケート調査
調査期間	2017年（平成29年）2月12日（日） 湘南台文化センター 市民シアター
回収結果	配布数174件、回収数133件（回収率76.4%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回答者の属性、職業 ○ 一人ひとりが支えあう地域をつくっていくためにしたいこと、できると思うこと ○ シンポジウム全体を通じての意見・感想 等

4. パブリックコメントの実施結果

(1) 実施概要

意見等を募集した事項	藤沢市地域福祉計画2020中間見直し（素案）について
意見募集の対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者
意見の提出方法	任意の用紙により、郵送・ファックス・持参・市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出
実施期間	2017年（平成29年）11月13日から12月12日まで
実施主体	藤沢市長

(2) 意見提出の状況

1. 提出状況

ファックス	4通
インターネット	6通
持参	1通
合 計	11通

2. 提出された意見・提案の内訳

(1) 計画全体について	12件
(2) 人材づくり	7件
(3) 地域づくり	2件
(4) しづみづくり	4件
合 計	25件

※ いただいたご意見は、類型化し回答しています。

※ ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

(3) 提出された意見・提案について

	類型化した意見・提案	市の考え方
(1) 計画全体について	この3年間の評価と3年前になかった新たな課題について示し、見直しの必要性を明確化すべきではないか。	第1章「2.計画の見直しにあたって」で、国及び本市のこの間の動きと推進課題を示し、見直しが必要となった状況を示しています。その上に、第2章では各施策の「現状と課題」の中で、策定以降の本市の現状と課題等を記載することを示しています。
	第1章2.「(3) 本市の動きと推進課題」には、「地域福祉の観点から13地区がそれぞれの特性を活かしたまちづくりを進めていくこと」とあるが、13地区一律でないのであればそれを示すことで、各地区に今後求められるものがわかりやすくなるのではないか。	地域福祉計画は全市域を対象とした計画です。13地区の特性と今後の活動の方針及び課題等については、藤沢市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」に整理して掲載しており、相互に整合・連携しながら取組を進めます。
	「顔の見える関係づくり」という表現は抽象的で分かりにくい。アンケート結果から子育て世代が悩みを共有することへの必要性を高く感じており、その世代でつながりあう成功体験をしておくことが、将来の地域づくりになると思う。必要性があってこそ関係性がつくられるので、関係性をつくる機会がたくさんあるとよい。	「顔の見える関係づくり」という表現は、専門職と地域住民、ご近所同士など、地域の中での様々な間柄の中で、日頃からお互いの顔を知っていて、自然に声をかけ合い、スムーズに支えあい・助けあいができるような地域づくりを行うという広い意味合いで遣っています。ご意見のとおり、その必要性を特に感じる年代層・契機などに応じた取組を今後進めています。
	障がいのある人に対する偏見・差別は、障害者差別解消法が制定された現在も改善されていない。地域福祉を支える力として住民参加を期待するのであれば、まずは住民の理解が進む働きかけが必要だ。地域住民が我が事として一緒に歩んでくれる優しい町の実現に期待している。	障がいの正しい理解や合理的配慮等については基本目標1(2)「①社会参加の促進」の具体的な取組として進めていきます。
	海外・他市から視察が来る福祉のまちをめざし、観光業の振興のため福祉視察旅行受け入れを促進するとともに、特徴的な取組をガイドブック・カタログ・マップ化して活用してはどうか。	本市では住民主体や民間団体・事業者等の特徴ある取組が進められており、本市ならではの取組をわかりやすく市内外に発信できるよう、ご意見も参考に今後取り組んでいきます。
	「第1章2.(1) 国の動きと推進課題」の中で、5つに課題が整理されているが、市民の意識と行動がなければ実現できない。人間関係に悩み苦しんで地域社会から閉ざされている人に寄り添うことは、公的支援での限界がある。安心できる場や人につながることのできるよう、個人情報を守りながら様々な機関が連携し、社会参加できるしくみが確立されることが、横断的な包括的支援体制につながるのではないか。	ご意見のように行政だけでなく多様な主体の連携によって支える仕組みは重要です。基本目標3の各施策の中で積極的に取組を推進していきます。
	地域包括ケアシステムの構築は急務であると同時に、持続可能なものとして構想・構築される必要がある。「ニーズが高い」などの表現も、既存データを活用・分析することで、「〇人のニーズがある」といった具体性を持たせることができる。PDCAを効果的なものとするため、計画に具体的な数値目標を明示して、検証しながら取り組むべき。計画そのものに無理があると、計画倒れや現場が疲弊し、福祉人材の枯渇といったリスクもある。	本計画は個別事業の計画を含むものではありませんが、今後、第3章1(4)成果目標として、基本目標ごとに主な成果指標項目と目標値を定め、市民や関係機関等の皆様と目標を共有しながら、PDCAサイクルの効果的な活用に努めます。 また、事業計画を検討する際には、必要に応じて関係機関等と意見交換を行うなど、共通理解のうえで推進できるよう努めてまいります。

類型化した意見・提案	市の考え方
<p>計画の構成について、第1章「計画の基本構想」及び第2章「計画の基本的な方向」に多くを割いており、具体的な計画の内容が詳述されていない。資料編「7.(4)ロードマップ」を精緻化して、本編の具体的計画として掲載すべき。</p>	<p>本計画は、第1章1.「(1) 計画の趣旨」に記載のとおり、地域福祉及び福祉の各分野で共通して取り組む事項等を一体的に定めるもので、現計画は第2章「施策の方向性」「施策の展開」に記載のように事業実施にあたっての基本的考え方を示す計画、いわゆる「理念計画」として策定しています。</p> <p>また、藤沢型地域包括ケアシステムは、福祉以外の分野との包括的な連携体制の構築をめざすもので、本計画の対象領域超えているため、参考として掲載しています。</p>
<p>2025年問題を意識すると「地域包括ケアシステム」の構築は急務であるが、同時に、少子高齢社会であることは長期的に解消されない課題である。立ち上げの段階から中長期的に耐えうるよう、持続可能性についても言及すべき。</p>	<p>人口構成の変化は、社会基盤そのものに影響するものであり、ご意見のとおり、課題への対応も中長期的な視点から取り組んでいく必要があります。</p> <p>「資料編」に記載の人口・世帯の状況や支援ニーズ、財政状況の将来見通しについては、取組を検討する前提条件として、行政と市民をはじめとする関係者の方々とで情報共有し、共通理解をする必要があると考えています。現時点では、2025年を通過点として捉えて「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進していますが、その後の持続可能性についても、将来を見据え、取組を推進します。</p>
<p>行政計画では現状把握と中長期の展望が重要だが、高齢者福祉保健計画に比べ、現状把握、将来予測及び13地区別のデータが不十分ではないか。</p>	<p>計画の性質によって、掲載する統計データについても精査しております。人口推計については、現在推計中の最新の住民基本台帳に基づくデータ等を掲載します。</p> <p>なお、13地区ごとのデータについては、今後地域の皆様と意見交換を進めるための基礎資料として、別途検討しています。</p>
<p>第1章2.「(4) 市民や活動団体の意識・意向と課題」の中で課題が挙げられているが、課題解決の対策が示されていない。また、②の団体等ヒアリング調査結果は公表されるのか。課題設定に偏りがあり違和感があるので、根拠を示す必要がある。</p> <p>「第1章 7. 地域福祉を担う各主体の役割 1. 市民の役割」について、セルフケアを示したうえで意識改革の必要性を示すべきではないか。</p>	<p>第1章では課題の提示とし、第2章の各基本目標の中での施策体系の中に解決に向けた取組の方向性を位置づける形で構成しています。</p> <p>また、団体等ヒアリング調査結果から課題を7点に整理して掲げていますが、資料編3.(2)に簡単ではありますが概要を記載しています。</p> <p>セルフケアの要素については、第1章「5. 地域福祉を推進するための考え方」の「地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性」で触れており、ご指摘の「7.」では、さらに互助へつながる役割・活動を期待しているものです。今後も、セルフケアも含めて意識の醸成に向けた啓発活動に努めます。</p>

	意見・提案	市の考え方
（2）人材づくり	<p>地域包括ケアシステムの推進にあたっては、ボランティアの育成は欠かせない課題だが、専門性のある福祉人材はそれぞれの職場で責任のある業務を担っており、施設従事職員のマンパワーも不足している。ボランティアの指導はまでは困難があるのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、地域福祉を支える人材の確保は、ボランティアだけでなく専門職等についても課題があるものと認識しています。関係機関等と連携し、潜在的な人材の掘り起こしも含め、様々な角度から検討し、推進していきます。</p>
	<p>第2章基本目標1（3）①民生委員・児童委員の活動環境の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担軽減に言及しているが、新任の方への支援なども盛り込むべき。 ・軽減される負担をだれが担うのかも明確にした方がよい。福祉現場では人材不足となっており、専門人材を育成する前に既存の人材が疲弊するリスクがある。 	<p>民生委員等の負担軽減等については、「(仮称) 藤沢市民生委員児童委員支援方針」を策定（平成30年度予定）する中で検討します。負担軽減には、専門職によるものばかりではなく、地域の幅広い活動。関係者の方々のご協力をいただきながらできることもあるものと認識しております。</p>
	<p>第1章2.（3）「②本市における地域福祉の取組」に記載されているコミュニティソーシャルワーカーの設置目的は誤りではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、コミュニティソーシャルワーカーについての記述について誤解を生まないよう記載を改めます。</p>
	<p>第2章基本目標1（3）②地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の育成・確保」で、コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターが並立して記載されているが、両者の役割が異なるので、本計画では生活支援コーディネーターを削除した方がよい。</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーと介護保険制度の中に位置づけられている「生活支援コーディネーター」とは、役割や設置根拠が異なりますが、いずれも地域福祉を推進するコーディネーターとして位置づけられている人材と捉えていることから、並立して記載しています。</p>
	<p>第2章基本目標2（1）①地域におけるボランティア活動を推進する団体の支援」について、地区ボランティアセンターの周知について、より工夫し、市として支援するべき。</p>	<p>ご意見のとおり、地区ボランティアセンターの認知度を上げることは、支えあいの地域づくりを推進するうえでも、重要であると考えています。より多くの方に知っていただくためにも、各団体と意見交換をさせていただきながら、周知方法等の工夫が図られるよう、支援していきます。</p>
	<p>オリンピックを市民参画型・レガシー創出としてボランティアや地域参画へのきっかけづくりにするとよい。「オリンピックボランティア計画」では、ボランティア参加者が2020年以降は地域人材として定着するよう計画されているので、本計画にも盛り込むべきではないか。</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピックに関するボランティアについては、平成29年6月に「藤沢市大会関連ボランティア等推進計画」が策定されており、本計画とも連携・整合を図り推進していきます。</p>
	<p>公民館事業の充実が地域人材の養成や地域コミュニティの醸成につながっていると思う。</p>	<p>13地区の特徴・地域課題を捉えた支えあいの地域づくりを推進するために、公民館は、地域福祉の普及啓発、人材の育成、福祉教育などの様々な施策の中で重要な役割を担っています。今後も連携を図り、取組を進めています。</p>

	意見・提案	市の考え方
(3)地域づくり	幅広い世代が認知症に関する正しい知識を理解してもらえるよう、中学・高校へ積極的に普及活動をするべきではないか。	認知症については幅広い世代に理解してもらうため、市内の小中学校校長会にて周知活動を行っており、生徒を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施しています。今後もより多くの方々に理解してもらえるよう、継続した取組を展開していきます。
	ささえあう地域づくりには、自治会・町内会の存在も充実が欠かせない。こうした地域活動もどこかに含める必要があるのではないか。	ご意見のとおり、市民に身近な圏域である自治会・町内会の存在は、地域福祉の推進にも欠かせない基盤となるものです。こうした考えを明示するため、第2章基本目標2「(1)福祉団体等の活動促進」のなかで、自治会・町内会に関する記載を加えています。
(4)しづみづくり	「自らの意思を反映させて生活を送るための支援」を実現するためには、リハビリ専門職が地域包括支援センターや市民センターなどで専門相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携できる体制があるとよい。	包括的な相談支援体制の構築に向けて、多機関・多職種の連携は必要不可欠なものと認識しており、そのしくみづくりに向けて、「基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり」の各施策を推進するなかで、支援ニーズを把握しながら、効果的な形を検討します。
	「第2章 基本目標3 (2) 支えあいの場の拡充と支えるしくみの充実」について、地域の相談先として「地域包括支援センター」「地区福祉窓口」「コミュニティソーシャルワーカー」が挙げられているが、充実を図るためにには市民との信頼関係・顔の見える関係が不可欠ではないか。	これまで地域の中での信頼関係とネットワークの構築に向けて顔の見える関係づくりをすすめているところですが、今後の取組においてもご意見の趣旨を踏まえ、推進を図っていきます。
	高齢者の問題は地域包括支援センターが対応しているが、子どもの貧困やひとり親家庭でダブルケア等、子どもを取り巻く環境は複雑化しており、地域での喫緊の課題だと思う。こうした問題への包括的な取組ができる施策を希望する。	地域福祉計画は、福祉の各分野を超えて共通して取り組むべき事項を定めるものであるため、個別の施策としての記述はありませんが、ご意見にありました子どもを取り巻く課題については深く認識しており、それぞれの基本目標の施策の展開の中で、取り組んでいきます。
	社会福祉法の改正により求められている社会福祉法人の地域貢献活動について記述してはどうか。	社会福祉法人の地域貢献活動については、法人自らが主体的に実施するものであるため、本計画への記述はいたしませんが、それぞれの法人が地域の福祉ニーズを踏まえた取組として展開していただけるものと期待を寄せております。

5. 藤沢市地域福祉推進委員会

(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿

任期:2016年6月27日～2018年3月31日

No		氏名	選出区分	所属・役職等
1	委員長	石渡 和実	学識経験者	東洋英和女学院大学教授
2		松永 文和		日本地域福祉学会地方委員
3		田場川 善雄	高齢者関係	藤沢市老人クラブ連合会会长
4		片山 芳子		神奈川県高齢者福祉施設協議会 藤沢地区福祉施設連絡会
5		戸高 洋充	障がい者関係	藤沢ひまわり総合施設長
6		種田 多化子		藤沢市福祉団体連絡会代表
7		木村 依子	児童関係	子育て支援グループゆめこびと
8		三觜 由見子		藤沢市子ども会連絡協議会理事
9		市川 勤	市民代表	長後地区自治会連合会会长
10		松本 喜夫		辻堂地区自治会連合会会长
11		南部 久子		村岡地区福祉ボランティアセンター 「ぬくもり」センター長
12		椎野 幸一		藤沢市防災組織連絡協議会会长
13		川辺 克郎		(特非)湘南ライフサポート・きずな理事長
14	副委員長	北島 令司	社会福祉協議会	鶴沼地区社会福祉協議会会长
15		川原田 武		湘南大庭地区社会福祉協議会会长
16		倉持 泰雄		藤沢市社会福祉協議会常務理事
17		石井 康子	民生委員児童委員	藤沢西部地区民生委員児童委員協議会会长
18		堀口 陽子		六会地区民生委員児童委員協議会会长
19		越川 玲子	その他市長が認め る者	公募委員
20		西山 千秋		公募委員
21		山下 孝夫		公募委員

敬称略、順不同

（2）藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定及び推進するため、この市に藤沢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）地域福祉計画の策定、推進及び進行管理に関すること
- （2）計画策定、推進及び進行管理に係る情報交換に関すること
- （3）前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、21人以内とする。

（委員）

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）高齢者関係団体の代表
- （3）障がい者関係団体の代表
- （4）児童関係団体の代表
- （5）市民代表
- （6）市社会福祉協議会の代表
- （7）民生委員児童委員の代表
- （8）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉健康部地域包括ケアシステム推進室において総括し、及び処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、推進委員会の同意を得て、委員長が定める。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

6. 計画の策定経過

開催日	内容
2016年度 (平成28年度)	
6月27日(月)	第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 地域福祉計画の概要について (2) 平成27年度事業実績及び課題について (3) 平成28年度事業の取組について (4) その他
12月15日(木)	第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 平成27年度事業実績評価について (2) 平成28年度事業評価について (3) 中間見直しに関するアンケート調査について (4) シンポジウムについて (5) その他
3月22日(水)	第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 中間見直しに関するアンケート結果について (2) 組織改正に伴う要綱の改正について (3) その他
2017年度 (平成29年度)	
5月24日(水)	第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 中間見直しに関するアンケート結果について (2) 中間見直しにおける計画の策定について (3) その他
7月28日(金)	第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 藤沢市地域福祉計画2020中間見直しの骨子案について
10月30日(月)	第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 中間案の策定に向けた第2回推進委員会終了後の動きについて (2) 中間案の内容について (3) 今後の流れについて

7. 藤沢型地域包括ケアシステムに関する経過等

(1) めざす将来像

誰もが住み慣れた地域で その人らしく安心して暮らし続けることができるまち

(2) 基本理念

○ 全世代・全対象型地域包括ケア

子どもから、高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしをめざします。

○ 13 地区ごとの特性や課題・ニーズに応じた取組

13 地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりに取り組みます。

○ 地域を拠点とした相談支援体制

支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制の確立をめざします。

(3) 重点テーマ

取組を推進するために、中長期（2025 年まで）を見据える中で、短期的（2020 年まで）に取り組むべき課題として、「支えあいの地域づくり」の充実・強化に向け、より分野横断的に・効果的に取り組むことができるよう、各分野の共通課題を中心する重点テーマを設定しました。

6 つの重点テーマの中で、特に分野横断的な連携による取組が必要となる課題について、短期目標としている 2020 年に向けたロードマップを作成しています。

このロードマップをベースに、取組の進捗管理や課題の検討を行いながら、さらに効果的・効率的な推進が図られるよう、専門部会や事業・課題ごとの分科会を積極的に開催していきます。

また、市民の方々に取り組んでいただきたい行動等をあわせて掲げ、地域で活動する団体・事業者、関係機関等とともに協働した体制の充実を進めるための基本的な考え方といたします。

図 分野横断的に取り組むテーマ



(4) ロードマップ

重点テーマ1 地域の相談支援体制づくり

①地域の相談支援体制づくり			
A	<2020年(平成32年)までにめざす目標>		
◎ 地域の総合的な相談支援拠点としての市民センター・公民館機能の充実・強化を図ります。			
◎ 地域における総合的な連携体制・ネットワークを確立します。			
B	<地域の相談支援体制づくりに関する課題>		
○ 地区福祉窓口を含む市民センター・公民館と地域の相談支援機関の連携体制をつくる必要がある。			
○ 地域には、対象・分野別との様々な相談窓口、相談機能を持つ拠点等があるため、市民にわかりやすい体制を構築し、周知を進める必要がある。			
○ 相談の内容が複合化・複雑化しているため、各相談機関の直接の支援対象とならない場合においても、しっかりと相談内容を把握し、課題整理して、必要に応じて分野を超えて、他の支援関係機関等に的確につなげる力や、円滑に繋がる仕組みが求められている。			
C	<今後の主な取組とロードマップ>		
行政主体の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
(1) 住民に身近な相談の入口としての市民センター・公民館の充実に向けた検討及び体制の構築	整理・検討・構築作業	運用開始	検証
(2) 適切な窓口に的確につなぐ福祉総合相談支援センター機能の検討及び連携体制の構築	検討・構築作業	運用開始	検証
～ 平成29年度の取組～			
○ 市民センター・公民館が地域に求められる役割と必要とされる機能の充実に向けた課題の整理			
○ 「たらいまわし」や「聞いてくれない」といった声をゼロにし、相談をしっかりと受け・つなげるための研修やハンドブック作成等の検討と試行			
市民の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
相談支援につなぐ仕組みの意見交換等	大切なこと	運用状況の確認	
・ちょっとした日常生活の困りごとを早期に発見し、スムーズに支援につなぐことができる仕組みづくりを考える。			

重点テーマ2 地域活動の支援・担い手の育成等

②地域活動の支援・担い手の育成等			
A	<2020年(平成32年)までにめざす目標>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域コミュニティを支える拠点としての市民センター・公民館機能の充実を図ります。 ◎ 地域の支えあい活動の支援や担い手の育成を推進するための仕組みの構築及び強化を図ります。 ◎ 公共施設を活用した地域活動や交流の「場」を提供する基盤づくりを進めます。 		
B	<地域活動の支援・担い手の育成等に関する課題>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動の継続や拡大、新規事業へのチャレンジなどを考えた財政的な支援とともに、申請段階から事業実施までのサポートが求められている。 ○ 地域で活動している人の偏りや役員の負担増に加え、若い人（後継者）と地域で活動する団体をつなぐ積極的な世代間の広がりをつくることが必要となっている。 ○ 一人ひとりが持っている能力や、これまでに社会で培った経験豊富な技術等について、その力を発揮できる地域で活躍できる場が必要である。（情報の発信・収集・共有力の不足） 		
C	<今後の主な取組とロードマップ>		
行政主体の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
	(1) 様々な課題を受け止め、つなげる機能の強化と合意形成によるまちづくりの推進		
	整備・構築作業	運用開始	検証
(2) 地域が抱える課題を共有し、その解決につながる仕組み等を話し合う場の構築			
整備・構築作業	運用開始		
～ 平成29年度の取組～			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会・町内会や市民活動団体への支援のあり方の検討 ○ 地域活動を支える各種補助金の横断的な把握と必要に応じた整理 ○ 地域が主体となって、身近に抱える課題を共有し、自発的に話し合える環境の整備 		
市民の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
	地域生活課題の共有とその解決や支援につながる仕組みづくりへの協力・参加		
	大切なこと		
	<p>・身近な暮らしの課題を知り、その解決や支援について自ら取り組むという姿勢で、団塊の世代を含む元気な高齢者が自発的に地域活動に参加できる仕組みづくりを考える。</p>		

重点テーマ3 健康づくり・生きがいづくり

③健康づくり・生きがいづくり			
A	<2020年(平成32年)までにめざす目標>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 健康寿命日本一をめざし、健康づくりや介護予防等に自ら取り組めるように支援します。 ◎ 誰もが地域社会とつながり、生きがいを持って暮らせるよう、支援を進めます。 		
B	<健康づくり・生きがいづくりに関する課題>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「元気ふじさわ健康プラン」の推進に加え、より実行性の高い計画を立てる必要がある。 ○ 健康づくり・生きがいづくりは、人生をいきいきと楽しく暮らし続けるために必要な要素であり、地域活動に参加するための重要な要素であるため、積極的に啓発することが求められている。 ○ 介護予防としての必要性が高まっている「市民の健康づくり」に関する取り組みについては、世代にとらわれない市民全体の活動として、より充実していくことが必要である。 		
C	<今後の主な取組とロードマップ>		
行政主体の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
	(1) 健康寿命日本一に向けた全庁的な取組の検討及び推進	検討作業	推進・進捗確認
	(2) 市民が健康づくりや介護予防を主体的に参加することができる環境の整備	検討・整備	検証
～ 平成29年度の取組～			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康寿命日本一に向けた全庁的な取組の方向性と目標の明確化 ○ 企業や事業所等の視点を組み入れた自発的な参加につながる仕組みづくりの検討 ○ 地域が主体となって介護予防・日常生活支総合援事業に参加できる仕組みの検討 		
市民の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
		健康づくりへの参加	
	<p>大切なこと</p> <p>・健康づくりは、心や身体の健康だけでなく、将来への介護予防となる。また、活動を通じた人と人の絆を深める「仲間づくり」「まちづくり」につながる実効性のある行動として意識する。</p>		

重点テーマ4 在宅生活の支援

④在宅生活の支援				
A <2020年(平成32年)までにめざす目標>				
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 多機関・多職種が分野横断的に連携した在宅生活を支える基盤をつくります。 ◎ 専門機関等のチーム支援におけるコーディネートを担う人材を育成します。 				
B <在宅生活の支援に関する課題>				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅において医療依存度の高い方への対応策の充実を図る必要があるため、医療・看護・介護のさらなる連携が求められている。 ○ 重度の要介護者、障がい者等が、介護力の低下している家族と可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられる支援策が必要である。 ○ かかりつけ医の重要性や自らの最期の選択を考える機会等の普及啓発が不足しているため、これを推進する取組が必要である。 				
C <今後の主な取組とロードマップ>				
行政主体の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
	(1) 地域での看取りや認知症をテーマとした医療・介護連携の推進			
			検証	
	(2) 障がい児者等の在宅医療に関する課題解決に向けた取組			
			検証	
	～ 平成29年度の取組～			
市民の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
	かかりつけ医の必要性の認識と活用			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大切なこと</div>			
<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた場所(自宅)で暮らし続けたいとするニーズを満たすため、一人ひとりが在宅医療とかかりつけ医の必要性を考える。 				

重点テーマ5 社会的孤立の防止

⑤社会的孤立の防止				
A	<2020年(平成32年)までにめざす目標>			
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 制度のはざまにある人への支援体制を確立します。 ◎ 生活困窮世帯やニート・引きこもり、子どもの貧困対策に向けた支援の仕組みをつくります。 ◎ 孤立死・孤独死の防止に向けた地域の見守り体制づくりの充実を図ります。 			
B	<社会的孤立の防止に関する課題>			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的な理由等により外出が困難な人や制度のはざまにある人への支援については、相談窓口につながりにくい現状があるため、早期に把握し、支援につなげるアウトリーチ支援が必要である。 ○ 社会的孤立については、その原因や状態が異なるため、その防止や解消にあたっては、個別のケースに応じて多様な手段を組み合わせた、オーダーメイド型の支援が必要である。 ○ 介護者等の社会的孤立を防止する必要がある。 			
C	<今後の主な取組とロードマップ>			
行政主体の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
	(1) 13地区を支援できるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置拡充に向けた検討			
	検証・整理・配置			
	(2) 高齢者、障がい者、生活困窮者、困難を抱える若者等の社会参加の受け皿の検討及び構築			
	検討・構築作業	運用開始	検証	
～ 平成29年度の取組～				
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5地区に配置したコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の活動状況の検証と配置拡充に向けた課題の整理 ○ 社会参加につながる地域の受け皿の把握と関係機関等との意見交換の実施 			
市民の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
	地域で孤立させない仕組みづくりへの参加・協力			
	大切なこと			
	<p>・地域の中で孤立しそうな人を早期に発見し、みんなで見守る力づくり進めながら、その人を地域コミュニティーに繋げる。</p>			

重点テーマ6 環境整備等

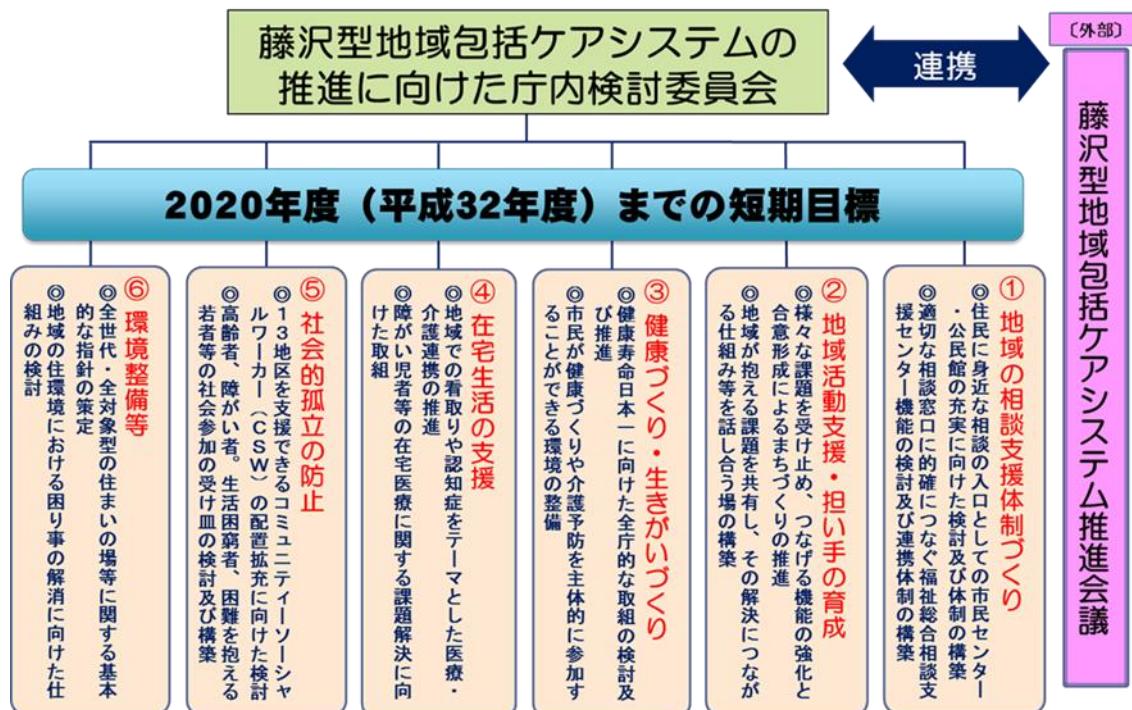
⑥環境整備等					
A	<2020年(平成32年)までにめざす目標>				
◎ 空き家の利活用等による住宅支援等の充実を図ります。					
◎ 地域の衛生面に配慮した住環境を確保・維持するための仕組みをつくります。					
◎ 地域で移動・外出しやすい環境の整備を進めます。					
B	<環境整備等に関する課題>				
○ 住宅確保要配慮者に対して、安定的に住まいを確保できる環境づくりや仕組みづくりを推進し、暮らしやすさをより向上していく必要がある。					
○ 生活面に係る分野が連携し、地域に住む住民や活動団体とともに、住まいづくりをまちづくりとして総合的に取り組む必要がある。					
○ 地域で移動・外出が困難になる背景と要因の改善に向け、移動しやすい環境の整備に向けた仕組みづくりが求められている。(交通手段等の確保)					
C	<今後の主な取組とロードマップ>				
行政主体の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	
	(1)全世代・全対象型の住まいの場等に関する基本的な指針の策定	整理・検討	策定作業	運用開始	
	(2)地域の住環境における困り事の解消に向けた仕組みの検討	整理・検討	構築作業	運用開始	
～ 平成29年度の取組～					
○ 住宅確保要配慮者に関する情報共有と、民間団体等と連携した空き家対策の課題の整理					
○ 住環境の困り事を整理し、様々な担い手とのマルチパートナーシップにつながる仕組みの検討					
○ 持続可能な移動しやすい交通手段等を含む、環境の整備に向けた課題の整理					
市民の取組	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	
	住みやすい住環境の維持につながる仕組みづくりへの参加・協力				
	大切なこと				
・住環境における困り事の背景や必要な支援などを話し合い、住民同士のつながりを大切にした「支えあい」や「助けあい」について考える。					

(5) 推進体制と進捗管理

藤沢型地域包括ケアシステムの推進にあたっては、特に分野横断的に取り組むべき6項目を重点テーマとして位置づけ、2020年度（平成32年度）までの短期目標を設定し、テーマごとの専門部会において、課題の抽出や解決に向けた仕組みづくり等を検討しています。

また、各専門部会の検討内容等については、「藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた庁内検討委員会」に集約し、庁内横断的に情報共有を図っています。

なお、これらの行政主体の取組内容等については、外部有識者等で構成する「藤沢型地域包括ケアシステム推進会議」にも情報提供し、多種多様な委員のお立場からのご意見やご提案等をいただいているいます。



8. 用語解説

【あ行】

○愛の輪福祉基金

高齢者や障がい者など、援助の必要な方の自立、社会参加を進めるとともに、地域福祉を支えるボランティア活動を活発にしていくために設立した市の福祉基金です。市民の皆さんや団体からの寄付金を積み立て、福祉活動へ助成を行っています。

○アウトリーチ

従来の意味は、手を差し伸べるといった内容。介護福祉の分野では、その専門機関等が職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のことです。

○いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）

住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者の方々を支える機関です。主な業務は、保健師による要支援者や事業対象者の介護予防ケアマネジメント、社会福祉士による総合相談・支援や権利擁護事業、主任ケアマネジャーを中心としたケアマネジメントの後方支援などです。

○いきいきパートナー事業

市内在住の65歳以上の高齢者が、社会貢献等のために、指定の施設においてボランティア活動を行った際にポイントが付与される事業です。1年間の累積ポイントに応じて年間最大5,000円までの支援金に転換することができます。

【か行】

○子育て支援センター

地域における子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として設置しています。子育てアドバイザーによる子育てひろばの開催や、相談・情報提供、子育て支援に関する講習会等を実施します。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や、地域に対しての援助（地域支援）を通じて、地域と人を結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」などを実践する専門職のことです。

【さ行】

○障がい者委託相談事業所

障がい者やその家族の生活を支援するため、来所、訪問、電話等により福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、介護相談、権利擁護等のために必要な援助や専門機関の情報提供等を行います。身近な地域で障がい特性に応じた相談ができるよう、市内6事業所において実施しています。

○ジョブスポットふじさわ

生活保護受給者等のうち、就労支援が必要な方に対して、職業相談、職業紹介等の就労支援を福祉関係部門とハローワークが一体的に実施することにより、ワンストップ型の早期支援と就労による自立の促進を図るため、市と厚生労働省神奈川労働局が協働で市役所内に設置している就労支援窓口です。

○新オレンジプラン

厚生労働省が関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して平成27年1月27日に公表したものです。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、7つの柱で施策を展開しています。

○生活支援コーディネーター

介護保険制度改革に基づき、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングのコーディネート機能を担います。

○成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が難しい成年者（認知症や知的障がいのある人等）を支援する制度で、必要に応じて代理権や同意権等行使する後見人等が、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行います。

○ソーシャルインクルージョン（社会的包摶）

特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み支え合うという相互の連帯や心のつながりを築く考え方です。

【た行】

○ダブルケア

晩婚化を背景に育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けるという、「育児」と「介護」の双方を行う状態のことです。

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のことです。

○地域ささえあいセンター

高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の機能を備えた地域福祉サービスの拠点施設を「地域ささえあいセンター」として位置づけました。市では、その活動を支援し、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

○地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題のことです。

○地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」

生活困窮者自立支援法に基づき実施する生活困窮者自立支援制度の相談窓口として設置し、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立に向けた包括的な支援として、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援、学習相談支援等を行います。

○地域の縁側

昔ながらの「縁側（えんがわ）」をイメージして、誰もが気軽に立ち寄れて、時には相談したりできるみんなの居場所を「地域の縁側」として位置づけました。市では、その活動を支援し、地域コミュニティの更なる活性化を図り、暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

○地域福祉の担い手

地域福祉の担い手と受け手の立場は固定されず、状況に応じて入れ替わることが必要となります。片方が一方的に支援する側に回るものではなく、それぞれが自分の持ち味を生かして支えあうことが重要です。藤沢市では、地区ボランティアセンターや地域の縁側、通いの場等において、住民同士の交流や支えあい活動が実践されています。

○地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制です。

○地区ボランティアセンター

高齢者や障がい者等に対する日常生活支援や交流事業といった地域住民による相互扶助機能を高め、ボランティアの紹介等を行う身近な活動の場として、地区社会福祉協議会等の地域団体により、開設・運営がされています。

○地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市内 14 地域ごとの地域福祉を進めるための住民組織で、主な事業として、それぞれの地域の実情に合わせた敬老事業、地域交流事業、福祉啓発事業等の福祉活動を展開しています。

○地区福祉窓口

市民センター及び村岡公民館に設置され、福祉・保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行います。

【な行】

○日常生活自立支援事業

認知症や知的または精神に障がいがあり、判断能力が不十分であるが、契約能力がある場合に、福祉サービスの利用手続きの支援や日常の金銭管理等を支援する事業です。

【は行】

○P D C A サイクル

計画を設定し(Plan)、実行し(Do)、検証及び評価(Check)を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する(Action)という工程を継続的に繰り返す仕組みのことです。

○避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人をいいます。

○福祉避難所

地震等の災害が発生した際に、一般の避難施設での避難生活が困難な避難行動要支援者等が、専門的なケアを受けられる福祉施設や病院等の受け入れ先を見つけるまでの間、一時的に避難する施設です。市内13地区ごとの防災拠点である市民センター・公民館がこの役割を兼ねています。

○福祉総合相談支援センター

生活上の困りごと、子育てや医療・介護など、様々な相談ごとに応じる市役所の窓口です。湘南台文化センターに設置した北部福祉総合相談室とともに総合相談を実施し、関係機関と連携を図りながら、相談ごとに応じる支援を行います。

○福祉有償運送

介護を必要とする高齢者や障がいのある人等、単独で公共交通機関を利用することが困難な人を、NPO法人等が自家用自動車を使用して、有償で移送するサービスです。

○ふじさわあんしんセンター

藤沢市社会福祉協議会に設置され、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援のほか、自分らしい生活を送るための情報提供や相談等を行っています。

○藤沢市災害救援ボランティアセンター

災害時に市災害対策本部と連携し、被災者・被災地域からの要請に対し、ボランティアの援助を適切にさせ、救援物資の仕分けや運搬、片付け、被災者の精神的ケアなど様々な支援活動を効果的に展開する機関として設置されます。

○藤沢市市民活動推進センター

市民活動を推進する拠点施設として、福祉・医療、教育、環境、災害救援など様々な分野で活動する市民活動団体の自立化と交流促進を支援するために設置されています。

○ふじさわボランティアセンター

藤沢市社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動に関する相談・活動紹介やボランティアの募集・登録を行うとともに、福祉やボランティアに関する講座などを実施しています。

○ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を理解して、その意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を、仕事として担っている人材をいいます。

【や行】

○ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担う
ようなケア責任を引き受け、家事や家庭の世話、
介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳
未満の子どものことです。

藤沢市地域福祉計画 2020

中間見直し

発行 2018 年（平成 30 年）3 月

藤沢市 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8412

藤沢市のホームページアドレス：

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

